

# 「ヤングケアラーの実態調査とその支援に関する調査研究」 アンケート・ヒアリング調査結果

令和4年12月22日（木）

千葉県  
地方自治研究機構  
三菱UFJリサーチ&コンサルティング

# 目次

---

1	アンケート調査結果の概要	2
	－① 小中高校生	3
	－② 大学生	20
	－③ 学校	23
	－④ 要保護児童対策地域協議会	32
2	アンケート調査結果等から見てきた主な課題と目指すべき方向性	39
3	他自治体に対するヒアリング調査結果	44
(参考)	ヤングケアラーに関する最近の動向	75

---

# 1 アンケート調査結果の概要

# 1-① アンケート調査結果の概要（小中高校生）

## 調査概要

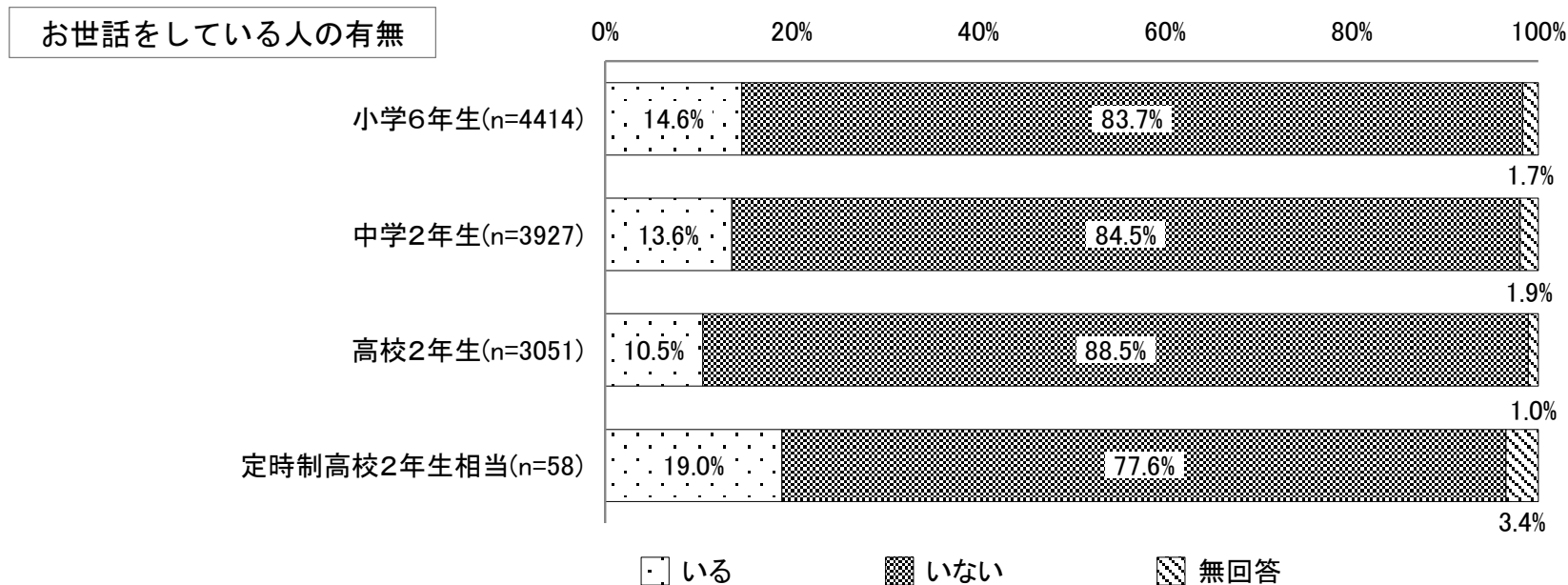
調査目的	千葉県内の小学生、中学生、高校生におけるヤングケアラーの実態を把握するとともに、県のヤングケアラーに対する今後の支援策を検討する際の参考とすること
調査対象	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 千葉市立を除く全公立小学校の6年生全員、協力の得られた私立小学校の6年生：43,780人（学校数 計642校）</li><li>・ 千葉市立を除く全公立中学校の2年生全員、協力の得られた私立中学校の2年生：41,814人（学校数 計313校）</li><li>・ 千葉市立を除く全公立高等学校の2年生全員、協力の得られた私立高等学校の2年生：31,038人（学校数 計128校）</li></ul>
調査方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 郵送にて、学校長あて文書と児童生徒・保護者あて依頼文を各学校に送付し、学校経由で、児童生徒に対し、児童生徒・保護者あて依頼文を配布</li><li>・ 依頼文には、調査の趣旨・概要、調査票のURL・QRコード等を記載し、ウェブ上で回答</li></ul>
実施時期	2022年7月8日（金）～8月5日（金）（回答締切：2022年8月1日（月））
回収状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 小学6年生：4,414件</li><li>・ 中学2年生：3,927件</li><li>・ 高校2年生：3,051件</li><li>・ 定時制高校2年生相当：58件</li></ul> 合計11,450件（回収率9.8%）
調査内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 基本情報</li><li>・ ふだんの生活について</li><li>・ 家庭や家族のことについて</li><li>・ ヤングケアラーについて</li></ul> ※国の調査に準じた調査項目等を設定

# 1-① アンケート調査結果の概要（小中高校生）

## (1) お世話をしている人の有無

### 調査結果

・お世話をしている人が「いる」は、小学6年生が14.6%、中学2年生が13.6%、高校2年生が10.5%、定時制高校2年生相当が19.0%となった。



### 参考1：国 ※1

	n	いる	いない	無回答
小学6年生	9,759	6.5%	93.5%	0.0%
中学2年生	5,558	5.7%	93.6%	0.6%
高校2年生	7,407	4.1%	94.9%	0.9%
定時制高2相当	366	8.5%	89.9%	1.6%

### 参考2：千葉市 ※2

	n	いる	いない	無回答
小学5年生	1,500	7.3%	90.7%	2.0%
中学2年生	1,167	6.8%	89.7%	3.5%
高校1・2年生	294	2.0%	95.6%	2.4%

※1：令和2年度および令和3年度「子ども・子育て支援推進調査研究事業」として実施した全国実態調査結果を掲載（次ページ以降も同様）

※2：令和3年度「千葉市ヤングケアラーに関する実態調査結果」を掲載（次ページ以降も同様）

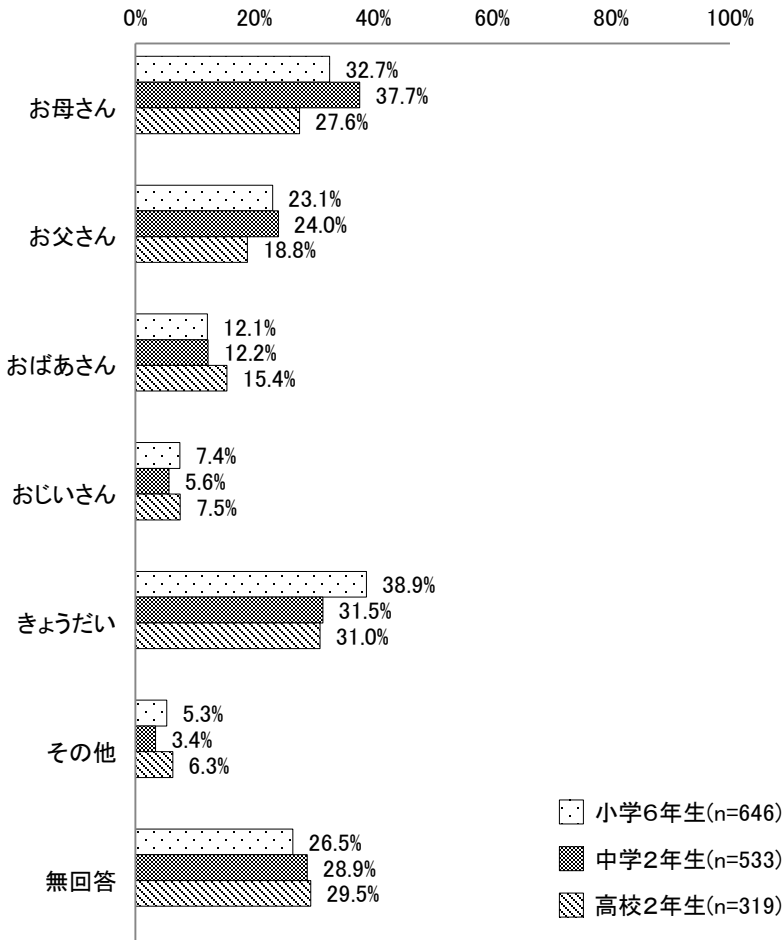
# 1-① アンケート調査結果の概要（小中高校生）

## (2) お世話をしている人とお世話の内容

### 調査結果

・お世話をしている人は、①「きょうだい」②「お母さん」③「お父さん」④「おばあさん」⑤「おじいさん」の順に多い。

お世話をしている人【複数回答】



お世話の内容【複数回答】

お世話をしている人	お世話の内容(※)
お母さん	① <b>家事（食事の準備や掃除、洗濯）</b> ：43.1% ② 買い物や散歩と一緒にいく（外出の付き添い）：29.4% ③ 話を聞く（感情面のサポート）：20.4%
お父さん	① <b>買い物や散歩と一緒にいく（外出の付き添い）</b> ：19.8% ② 家事（食事の準備や掃除、洗濯）：18.6% ③ お金の管理：16.3%
おばあさん	① <b>家事（食事の準備や掃除、洗濯）</b> ：26.6% ② 見守り：25.5% ③ 話を聞く（感情面のサポート）：22.4%
おじいさん	① <b>買い物や散歩と一緒にいく（外出の付き添い）</b> ：17.6% ② 見守り：16.7% ③ 話を聞く（感情面のサポート）：16.7%
きょうだい	① <b>見守り</b> ：51.5% ② 買い物や散歩と一緒にいく（外出の付き添い）：32.9% ③ 家事（食事の準備や掃除、洗濯）：30.2%

(※) 全体で集計した結果のうち、上位3つのみ掲載

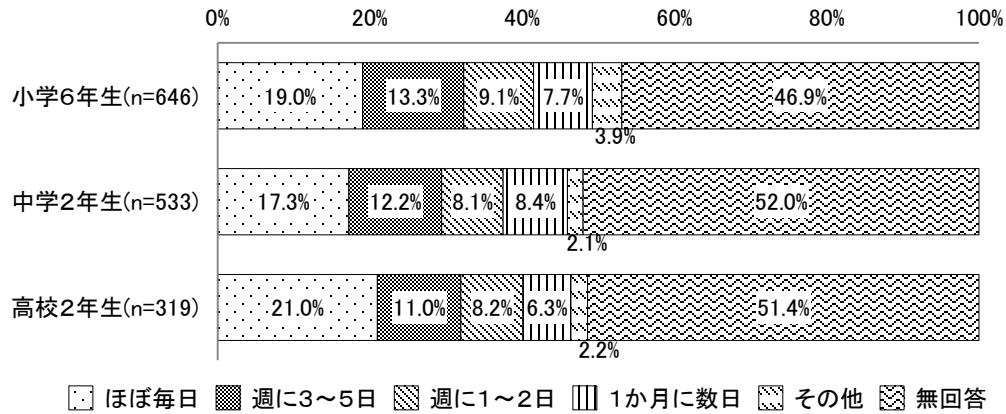
# 1-① アンケート調査結果の概要（小中高高校生）

## (3) お世話の頻度と時間（平日）

### 調査結果

- お世話の頻度は、「ほぼ毎日」が最も多く、小学6年生で19.0%、中学2年生で17.3%、高校2年生で21.0%を占めた。
- お世話にかけている時間(平日)の平均値は、小学6年生が2.7時間、中学2年生が2.3時間、高校2年生が2.5時間となった。

#### お世話の頻度

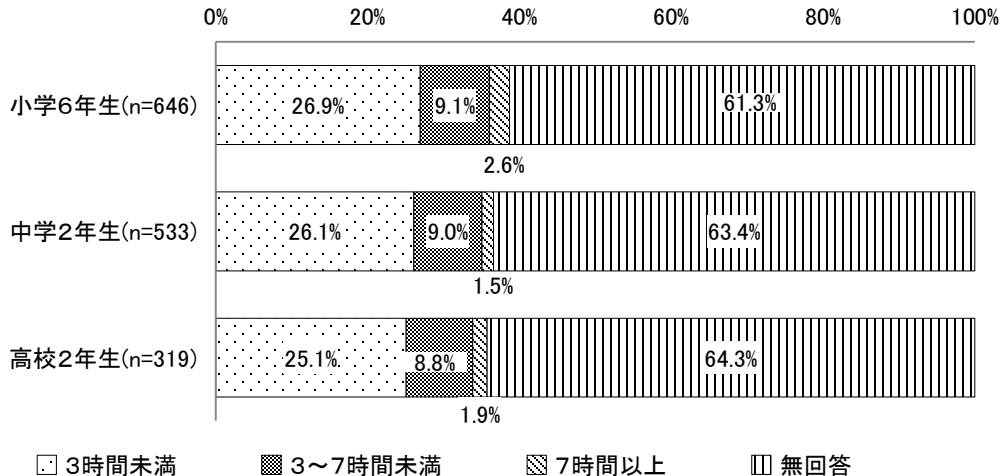


#### 参考：国、千葉県（お世話の頻度）

		（%）					
・国	n	ほぼ毎日	週3-5	週1-2	月数日	その他	無回答
小6	631	52.9	16.0	14.4	5.5	1.4	9.7
中2	319	45.1	17.9	14.4	4.7	4.1	13.8
高2	307	47.6	16.9	10.4	6.8	2.0	16.3

		※千葉市の高1・2はn=6のため参考値（%）					
・千葉県	n	ほぼ毎日	週3-5	週1-2	月数日	その他	無回答
小5	109	48.6	11.0	7.3	6.4	8.3	18.3
中2	79	29.1	24.1	13.9	7.6	1.3	24.1
高1・2	6	50.0	0.0	0.0	0.0	16.7	33.3

#### お世話にかけている時間（平日）



#### 参考：国、千葉県（お世話にかけている時間(平日)）

		（%）			
・国	n	3h未満	3-7h	7h以上	無回答
小6	631	52.4	22.8	7.1	17.6
中2	319	42.0	21.9	11.6	24.5
高2	307	35.8	24.4	10.7	29.0

		※千葉市の高1・2はn=6のため参考値（%）			
・千葉県	n	3h未満	3-7h	7h以上	無回答
小5	109	31.2	11.9	8.3	48.6
中2	79	26.6	17.7	2.5	53.2
高1・2	6	33.3	0.0	16.7	50.0

# 1-① アンケート調査結果の概要（小中高生）

## (4) 学校生活における影響

### 調査結果

- ・ 欠席の状況では、全ての階層において、お世話をしている人が「いる」場合の方が、欠席の頻度が高い。
- ・ ふだんの学校生活においても、お世話をしている人が「いる」場合の方が、何らかの問題等を抱えていることが多い。

#### 学校生活の状況【お世話の有無別】

※お世話をしている人が「いる」と「いない」とで比較し、数値が高い方を赤字にて表示 (%)

	合計	欠席について				ふだんの学校生活【複数回答】											
		ほとんど欠席しない	たまに欠席する	よく欠席する	無回答	授業中に寝てしまうことが多い	宿題や課題ができていない	持ち物の忘れ物が多い	活動（含む）を休むことが多い	提出物が多いのが遅れる	修学旅行などの宿泊行事を欠席する	保健室で過ごすことが多い	学校では一人で過ごすことが多い	友達と遊んだりする時間が少ない	特になし	無回答	
学年×お世話の有無	小学6年生-いる	646	78.5	19.0	2.2	0.3	5.7	13.5	24.5	2.2	20.3	0.6	0.9	7.1	6.0	56.2	3.4
	小学6年生-いない	3694	85.1	13.5	1.1	0.2	4.0	9.1	19.2	1.9	13.9	0.2	0.6	5.8	5.1	64.1	3.7
	中学2年生-いる	533	78.6	18.0	2.6	0.8	20.8	22.3	20.5	8.4	26.3	2.1	1.5	8.6	8.4	46.5	3.0
	中学2年生-いない	3318	84.9	13.1	1.8	0.2	15.3	12.8	16.7	5.9	16.8	0.6	0.8	7.3	7.2	56.2	3.9
	高校2年生-いる	319	76.2	20.4	3.4	0.0	43.3	14.7	15.7	6.0	16.9	1.3	1.9	7.8	10.7	35.1	3.1
	高校2年生-いない	2700	83.3	15.3	1.2	0.1	40.0	12.7	12.4	3.6	14.3	0.9	0.9	8.9	9.0	41.9	3.5



# 1-① アンケート調査結果の概要（小中高高校生）

## (5) 日常生活における影響（セルフケアの状況）

### 調査結果

- ・ お世話をしている人が「いる」場合、自分が食べるための食事をつくり、自分が着た服を洗濯するなどの「セルフケア」を日常的に行っているケースが相対的に多い。

#### 自分が食べるためのごはんをつくること【お世話の有無別】

(%)

		合計	自分が食べるためのごはんをつくること					
			ほぼ毎日	週3-4回	週1-2回	月1-2回	ほぼない	無回答
学年× お世話の 有無	小学6年生-いる	646	11.3	7.7	15.2	15.2	45.8	4.8
	小学6年生-いない	3694	4.4	3.9	11.1	16.6	61.7	2.4
	中学2年生-いる	533	10.9	8.3	15.8	17.3	46.7	1.1
	中学2年生-いない	3318	5.1	4.1	12.8	19.9	56.5	1.5
	高校2年生-いる	319	20.1	12.5	16.6	12.9	35.4	2.5
	高校2年生-いない	2700	7.6	8.0	16.2	18.4	49.0	0.9

#### 自分が着た服を洗濯すること【お世話の有無別】

※お世話をしている人が「いる」と「いない」とで比較し、  
数値が高い方を赤字にて表示

(%)

		合計	自分が着た服を洗濯すること					
			ほぼ毎日	週3-4回	週1-2回	月1-2回	ほぼない	無回答
学年× お世話の 有無	小学6年生-いる	646	15.8	5.6	6.0	10.5	57.1	5.0
	小学6年生-いない	3694	6.7	2.3	5.0	8.8	74.3	2.9
	中学2年生-いる	533	17.1	6.2	8.4	12.4	54.2	1.7
	中学2年生-いない	3318	9.0	3.8	8.1	11.3	66.2	1.4
	高校2年生-いる	319	26.0	9.7	9.1	11.9	40.4	2.8
	高校2年生-いない	2700	10.7	6.8	8.7	12.7	59.9	1.2

# 1-① アンケート調査結果の概要（小中高校生）

## (6) 現在、悩んだり、困っていること

### 調査結果

・お世話をしている人が「いる」場合、何らかの悩み等を抱えていることが多い。

#### 現在、悩んだり、困っていること【お世話の有無別・複数回答】

##### 小学生

(%)

		合計	(小学生) 悩んでいること									
			友だちのこと	学校の成績のこと	活動の事や課外	家族のこと	必要なお金のこと	生活や勉強に	少ない時間	自分のために	その他	特にな
学年×お世話の有無	小学6年生-いる	646	19.5	13.2	7.4	8.4	6.3	7.7	6.0	56.2	5.4	
	小学6年生-いない	3694	14.0	8.6	6.2	5.5	3.3	4.3	4.3	67.6	4.7	

##### 中学生・高校生

※お世話をしている人が「いる」と「いない」とで比較し、数値が高い方を赤字にて表示

(%)

		合計	(中学生・高校生) 現在、悩んだり困っていること															
			友だちとの関係のこと	学業成績のこと	進路のこと	部活動のこと	など学校生活に必要な	学費(授業料)や	習い事(通信含む)や	塾(通信含む)や	家庭のお金のこと	自分と家族との関係	が良くない(両親の仲)	家族内の人間関係	病気や障がいのある	家族の障がい	自分のために使え	時間が少ない
学年×お世話の有無	中学2年生-いる	533	20.6	40.2	37.0	21.8	2.8	3.2	7.1	7.3	6.2	2.3	9.4	2.6	31.0	2.4		
	中学2年生-いない	3318	15.9	29.4	29.2	16.7	2.2	1.1	4.6	4.3	3.8	1.3	5.5	2.9	45.7	4.0		
	高校2年生-いる	319	17.2	35.7	48.9	15.4	11.0	1.6	15.7	9.7	8.2	5.3	8.5	2.8	28.5	1.9		
	高校2年生-いない	2700	12.7	34.3	49.7	14.6	6.8	1.7	9.1	5.6	4.6	1.5	7.1	1.8	32.4	2.3		

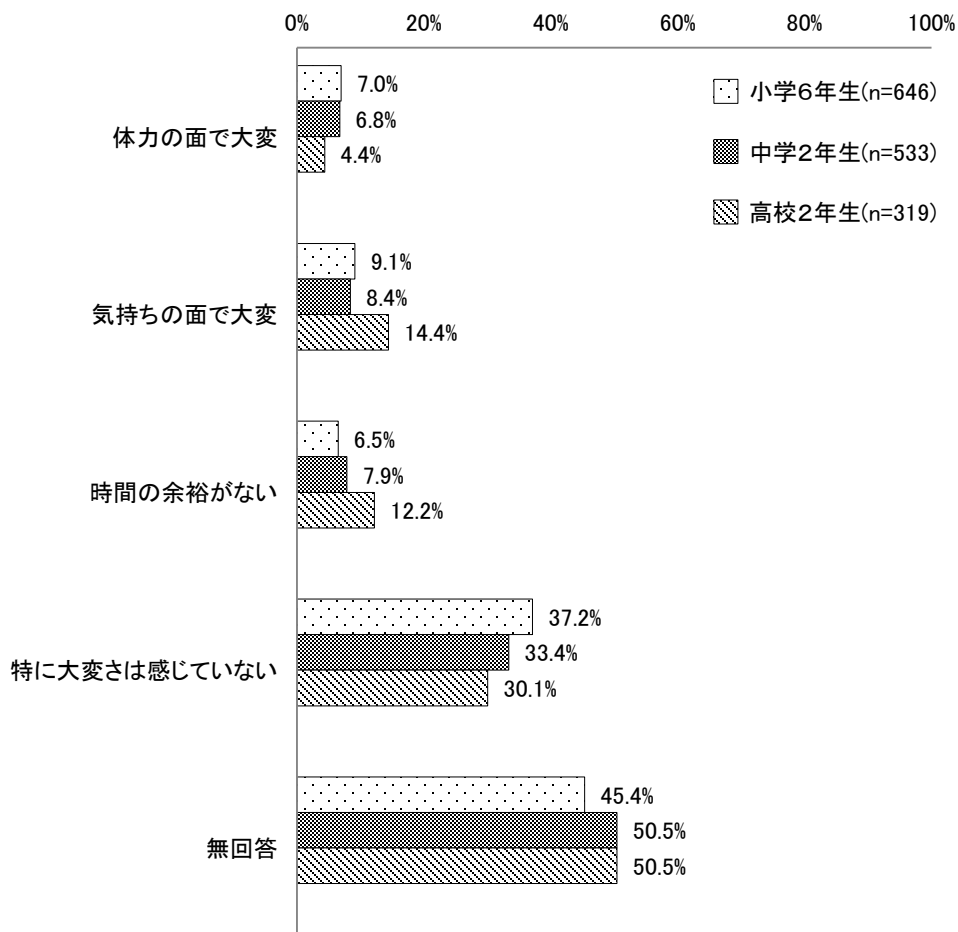
# 1-① アンケート調査結果の概要（小中高高校生）

## (7) お世話をすることに大変さを感じているか

### 調査結果

・ 相対的に小学生は「体力」「気持ち」の面で負担に感じる事が多く、高校生になると「時間の余裕がない」との回答が増加。

お世話をすることに大変さを感じているか【複数回答】



### 参考：国、千葉県

#### ・国

国 (%)						
	n	体力の面で大変	気持ちの面で大変	時間の余裕がない	大変さは感じていない	無回答
小6	631	13.9	18.4	14.6	57.4	8.7
中2	319	6.6	15.0	16.0	60.5	13.2
高2	307	6.5	19.9	16.9	52.1	16.0

#### ・千葉県

※千葉市の高1・2はn=6のため参考値

千葉県 (%)						
	n	体力の面で大変	気持ちの面で大変	時間の余裕がない	大変さは感じていない	無回答
小5	109	15.6	19.3	14.7	54.1	14.7
中2	79	6.3	11.4	10.1	64.6	16.5
高1・2	6	0.0	16.7	33.3	33.3	33.3

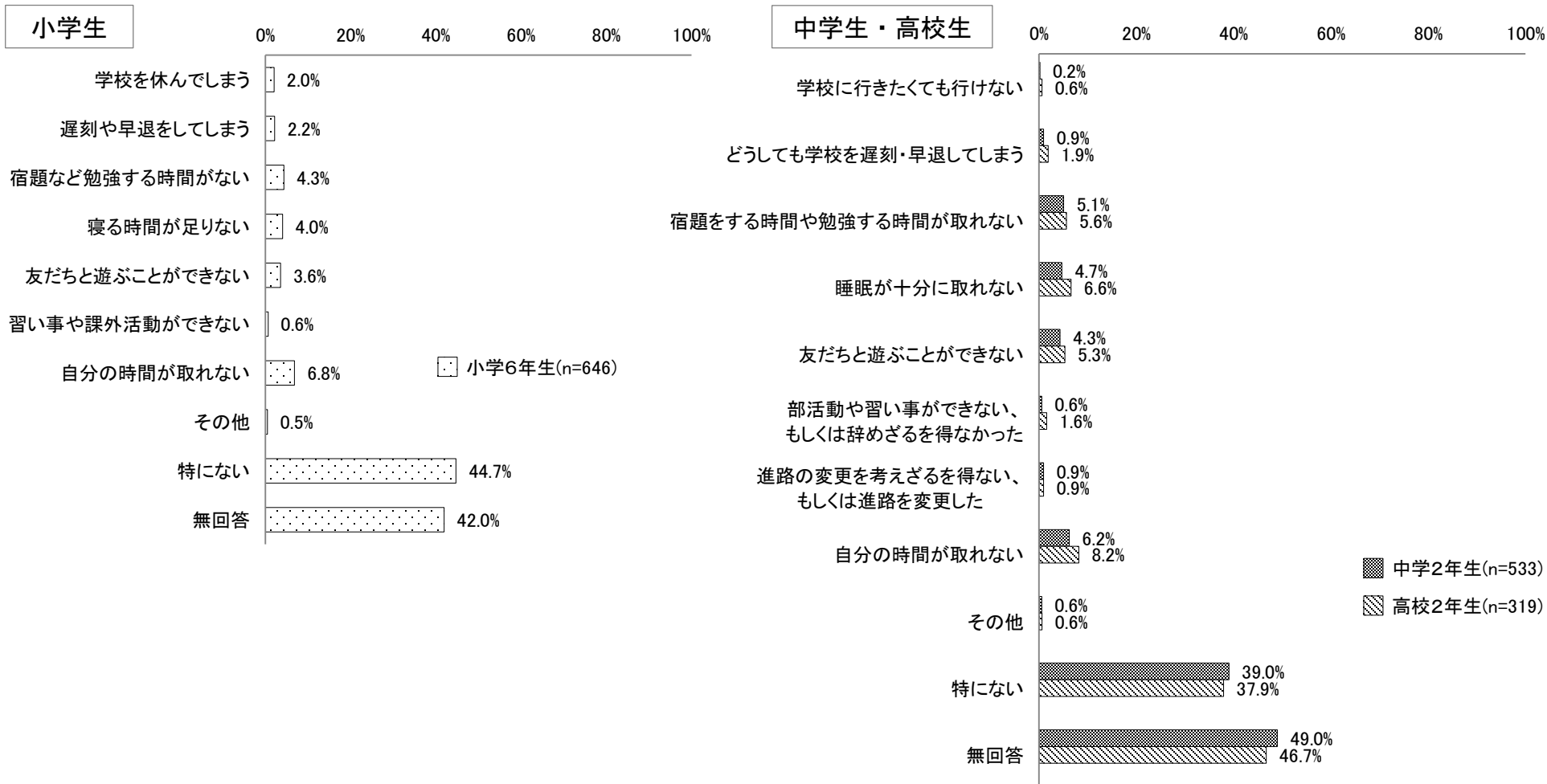
# 1-① アンケート調査結果の概要（小中高校生）

## (8) お世話をしていることで、やりたいけれど、できていないこと

### 調査結果

・「自分の時間がとれない」「勉強する時間がとれない」「睡眠時間がとれない」「友だちと遊ぶことができない」等の回答がみられた。

#### お世話をしていることで、やりたいけれど、できていないこと【複数回答】



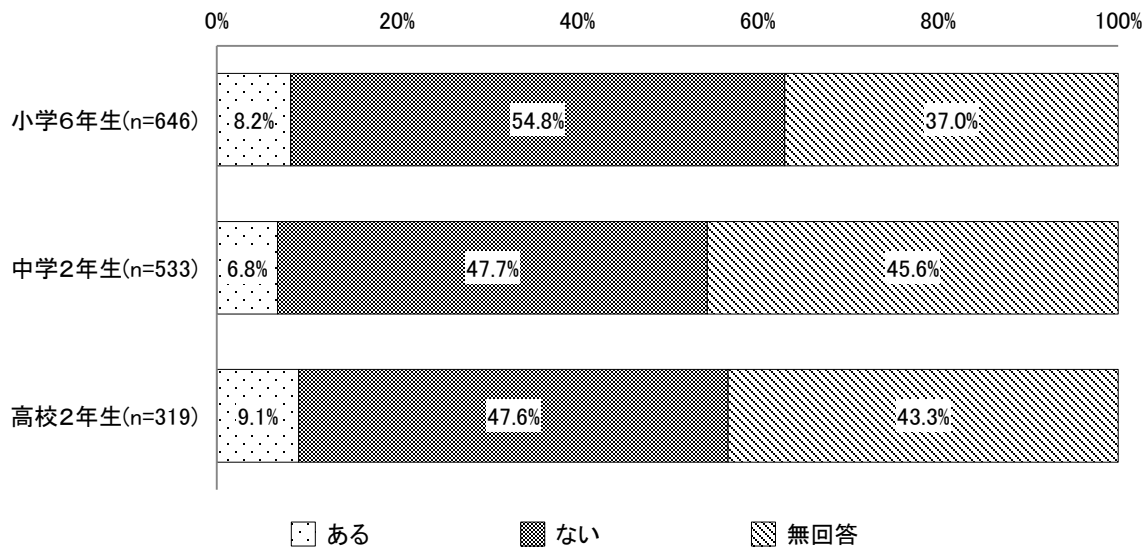
# 1-① アンケート調査結果の概要（小中高校生）

## (9) お世話について、誰かに相談した経験の有無

### 調査結果

・相談した経験が「ある」人は、小学6年生で8.2%、中学2年生で6.8%、高校2年生で9.1%にとどまった。

相談した経験の有無



参考：国、千葉市

#### ・国

		(% )		
	n	ある	ない	無回答
小6	631	17.3	76.1	6.7
中2	319	21.6	67.7	10.7
高2	307	23.5	64.2	12.4

#### ・千葉市

※千葉市の高1・2はn=6のため参考値 (% )

		(% )		
	n	ある	ない	無回答
小5	109	19.3	63.3	17.4
中2	79	19.0	55.7	25.3
高1・2	6	0.0	100.0	0.0

# 1-① アンケート調査結果の概要（小中高校生）

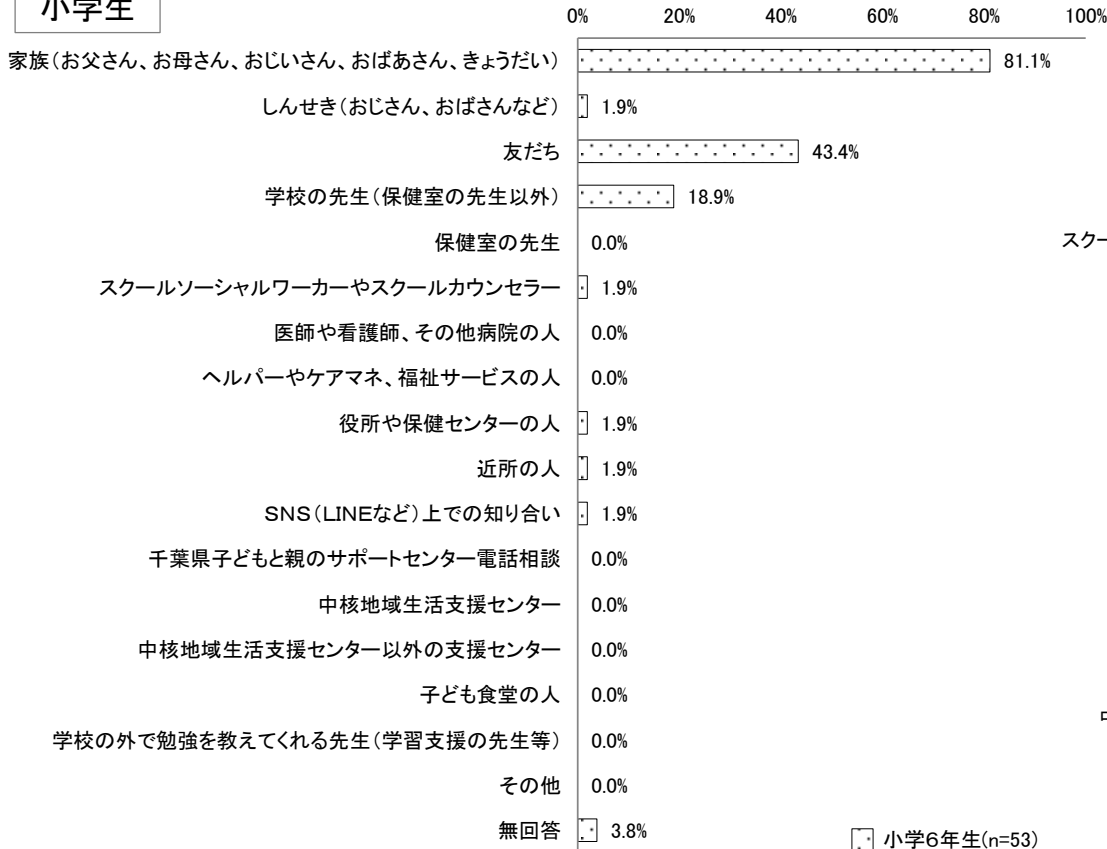
## (10) お世話について、相談した相手

### 調査結果

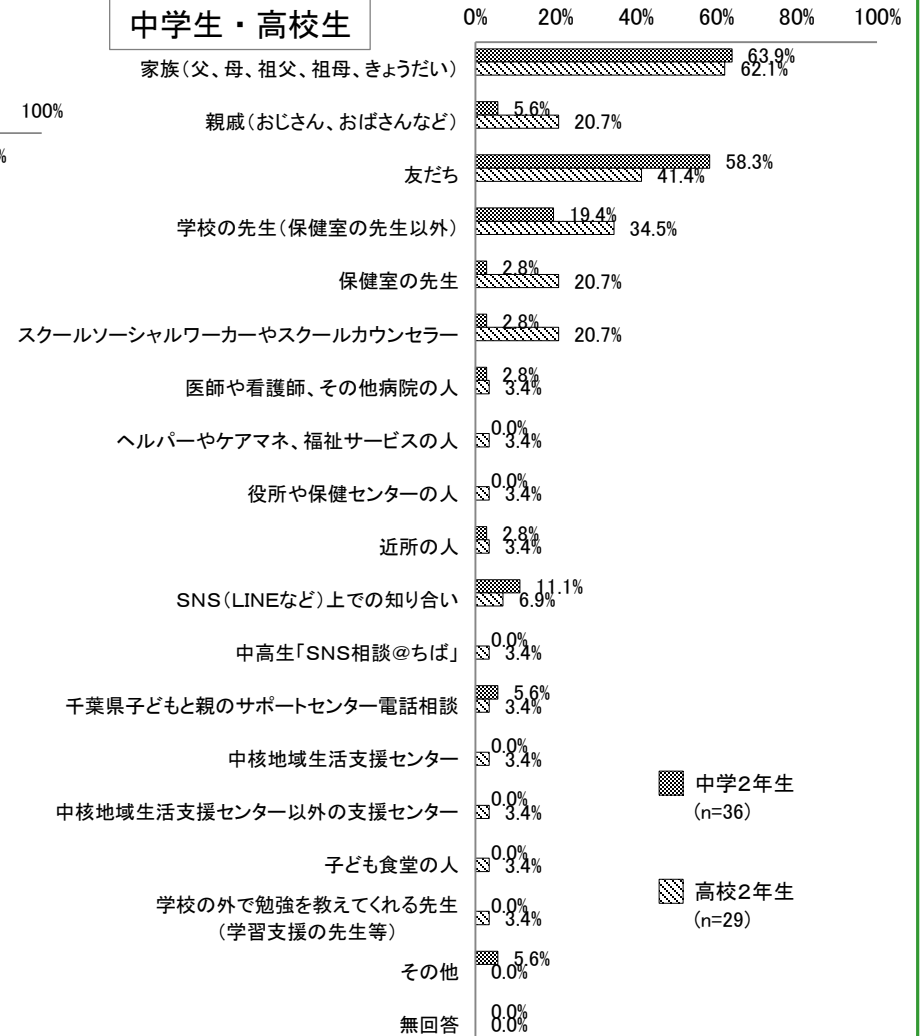
- ・ 家族・親戚以外で多い相談相手は、「友だち」「学校の先生(保健室の先生含む)」「SSW、SC」。
- ・ 上記以外の相手に相談した経験がある人は極めて少ない結果となった。

#### 相談した相手【複数回答】

#### 小学生



#### 中学生・高校生



# 1-① アンケート調査結果の概要（小中高校生）

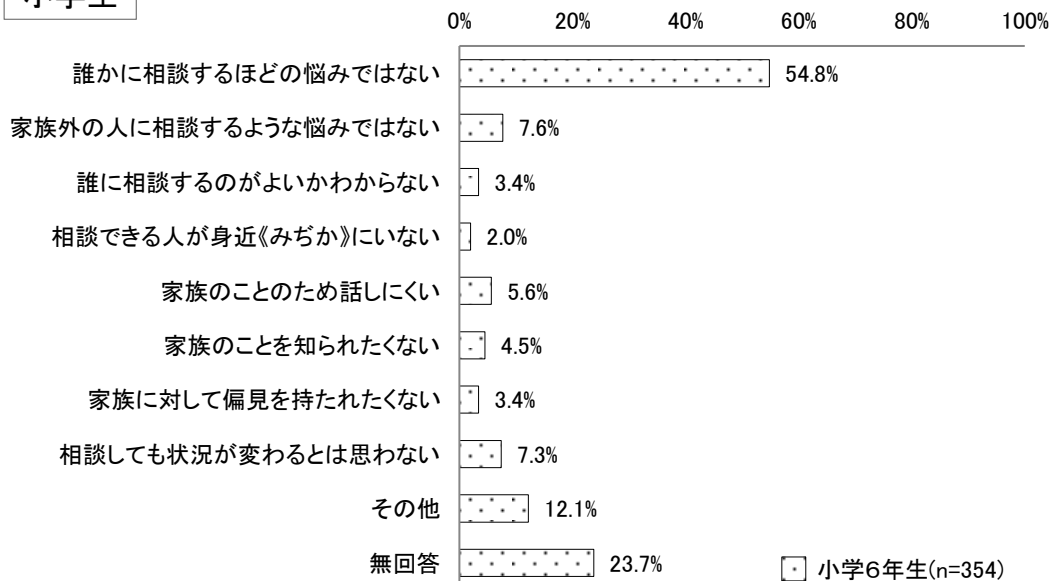
## (11) お世話について、相談したことがない理由

### 調査結果

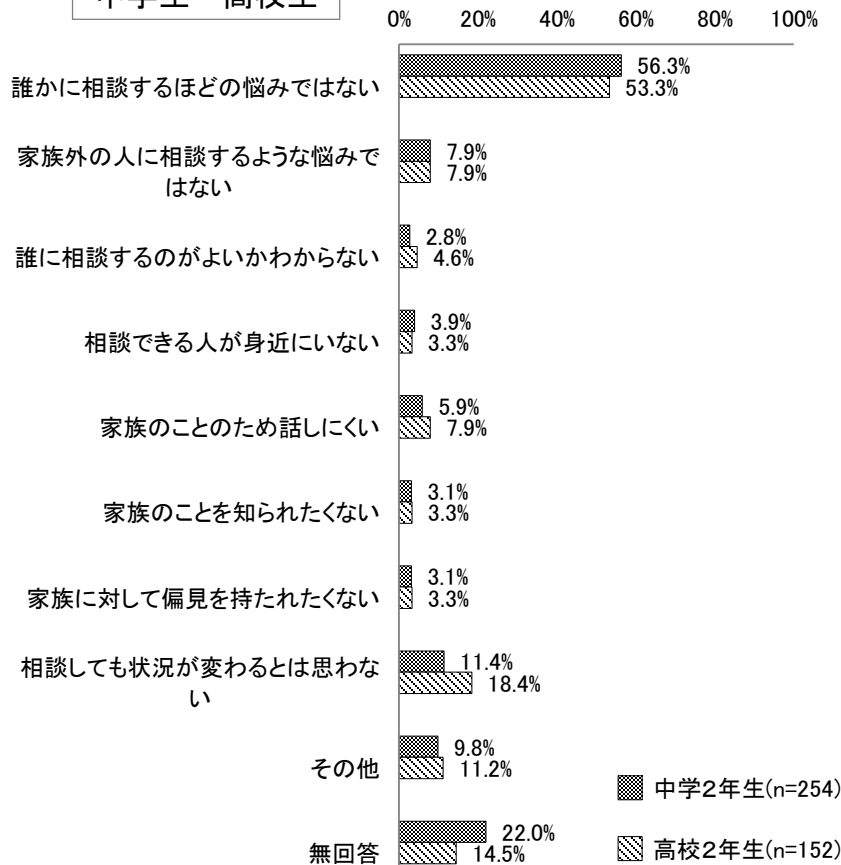
・「誰かに相談するほどの悩みではない」「家族外の人に相談するような悩みではない」との回答が多い一方で、「相談しても状況が変わるとは思わない」「家族のここのため話しにくい」等の回答も一定数みられた。

#### 相談したことがない理由【複数回答】

##### 小学生



##### 中学生・高校生



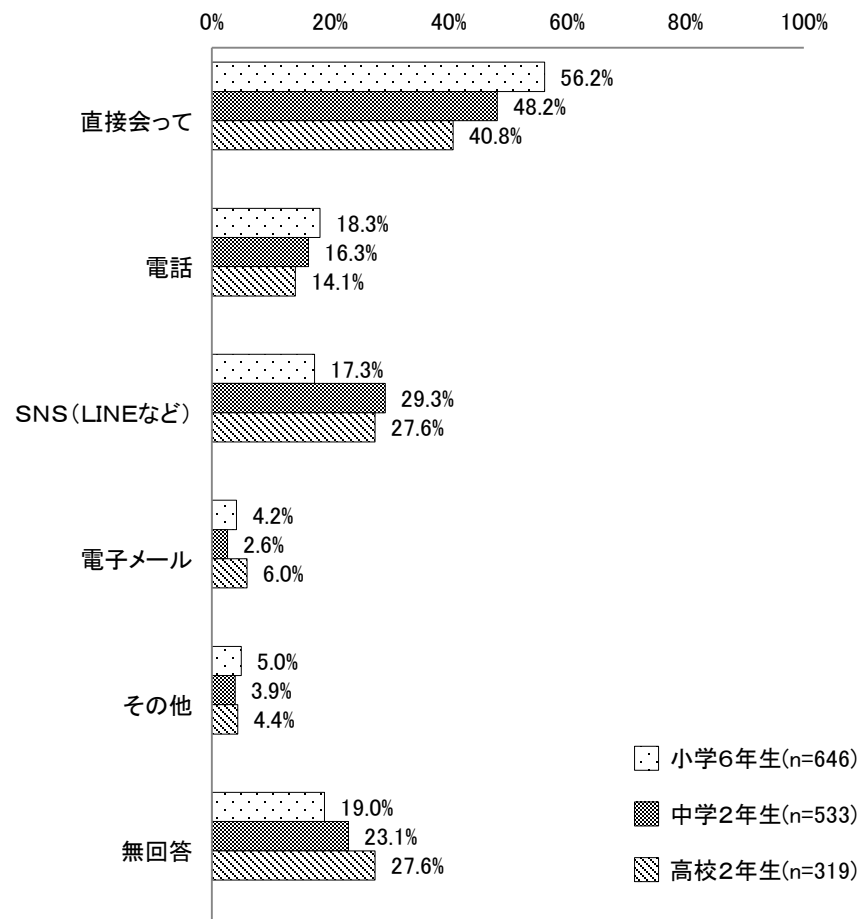
# 1-① アンケート調査結果の概要（小中高校生）

## (12) どのような方法で相談にのってほしいか

### 調査結果

・「直接会って」対面での相談を希望する人が最も多く、その次に「SNS」での相談を希望する人が多かった。

どのような方法で相談にのってほしいか【複数回答】



### 参考：国、千葉市

#### ・国

		参考値 (%)					
	n	直接会う	電話	SNS	メール	その他	無回答
小6	86	53.5	19.8	19.8	12.8	9.3	5.8

※国の中2・高2調査においては、当該項目は調査していない

#### ・千葉市

		参考値 (%)					
	n	直接会う	電話	SNS	メール	その他	無回答
小5	12	50.0	16.7	0.0	8.3	16.7	25.0
中2	8	62.5	12.5	37.5	25.0	0.0	12.5

※nが、小5は12、中2は8のため、いずれも参考値

※高1・2は回答無しのため記載せず



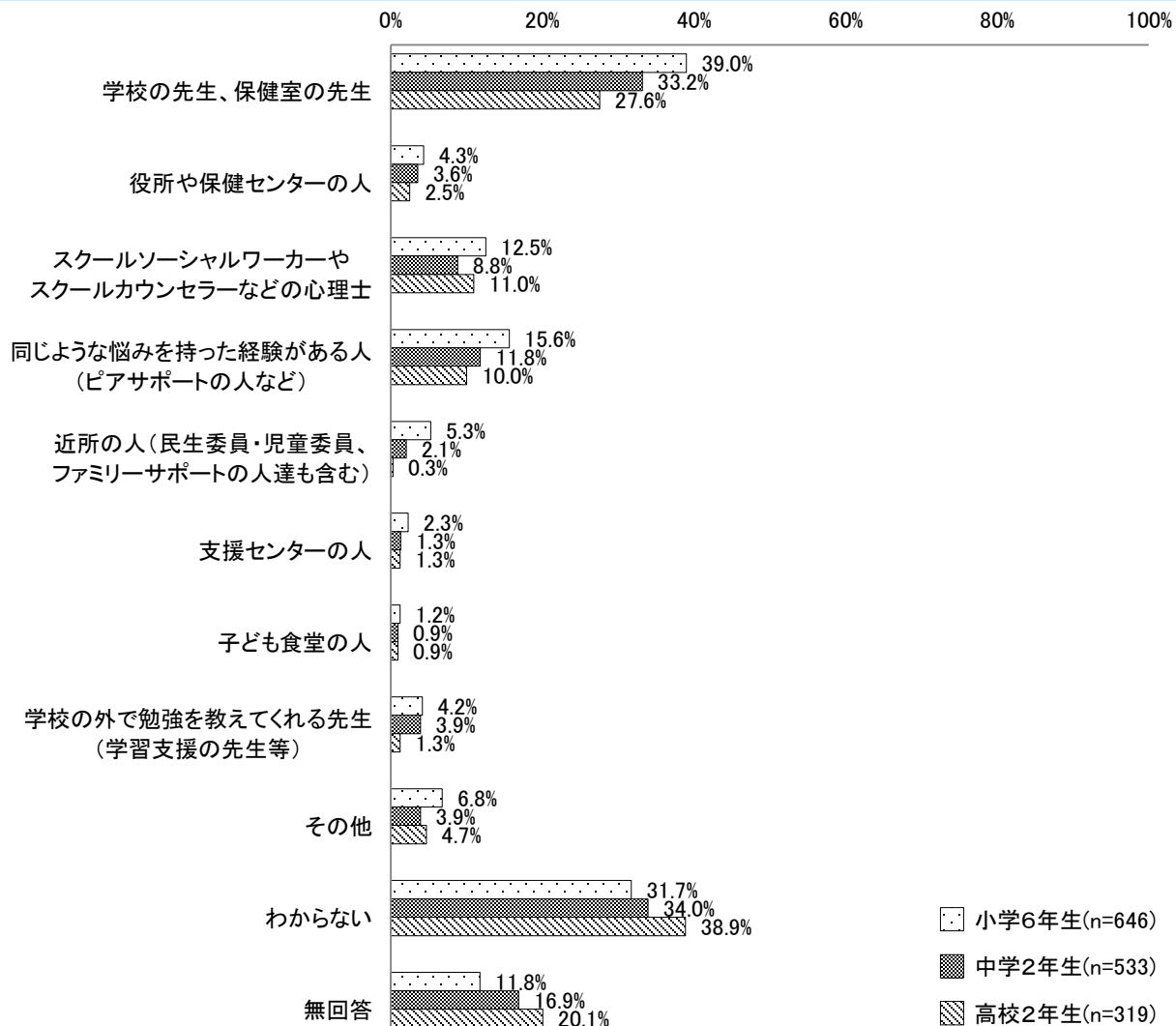
# 1-① アンケート調査結果の概要（小中高校生）

## (13) 相談しやすい相手（家族や親戚、友人以外）

### 調査結果

・「学校の先生、保健室の先生」「ピアサポート等」「SSW、SC等」との回答が多い一方で、「わからない」との回答も多かった。

相談しやすい相手  
(家族や親戚、友人以外)  
【複数回答】



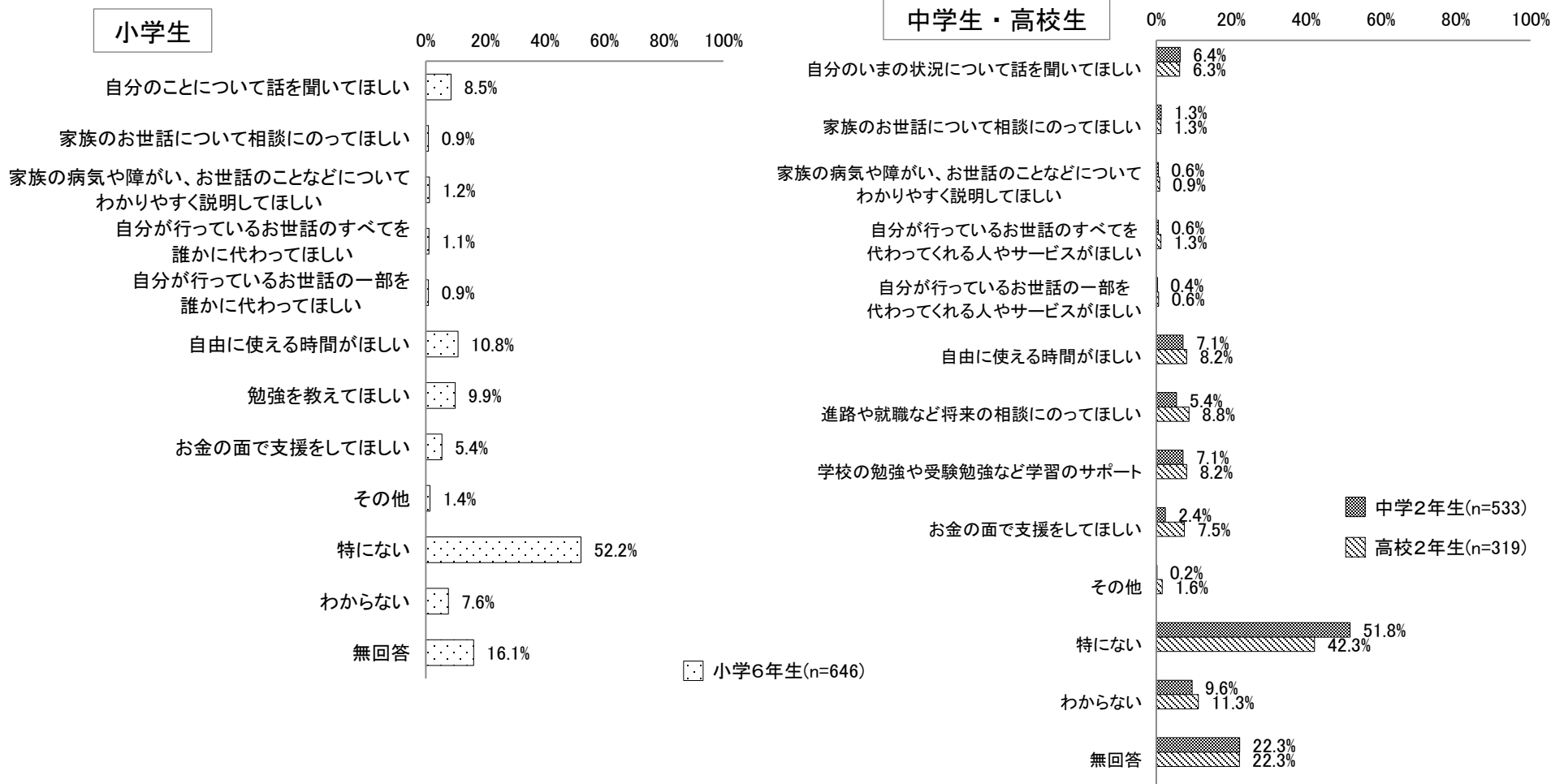
# 1-① アンケート調査結果の概要（小中高校生）

## (14) 学校や周りの大人に助けてほしいことや、必要としている支援

### 調査結果

・「自由に使える時間」「勉強や進路・就職に関する支援」「話や相談の相手」等を求める回答がみられた。

#### 学校や周りの大人に助けてほしいことや、必要としている支援【複数回答】



# 1-① アンケート調査結果の概要（小中高高校生）

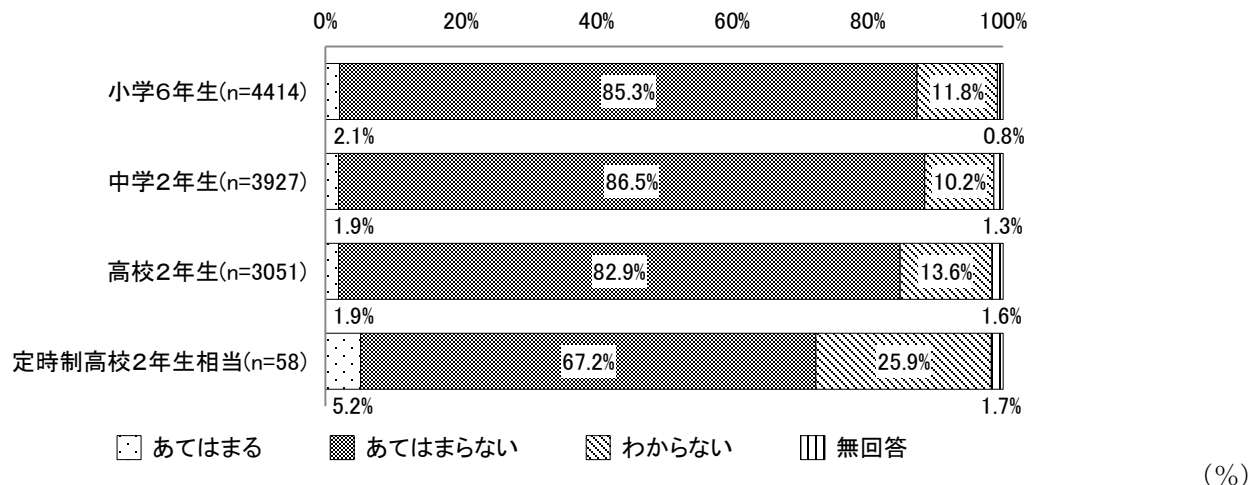
## (15) 自分は「ヤングケアラー」にあてはまると思うか

### 調査結果

- ・ お世話をしている人が「いる」場合でも、自分がヤングケアラーに該当すると明確に認識している人は約6～9%程度にとどまった。
- ・ 「わからない」との回答も多く、自らがヤングケアラーに該当するか否かの境界の判断に迷っている様子が伺えた。

#### 自分は「ヤングケアラー」にあてはまると思うか

全体



#### お世話の有無別

学年×お世話の有無	合計	自分は「ヤングケアラー」にあてはまると思うか			
		あてはまる	あてはまらない	わからない	無回答
小学6年生-いる	646	7.1	66.7	22.0	4.2
小学6年生-いない	3694	1.2	88.8	9.9	0.1
中学2年生-いる	533	6.4	67.7	18.4	7.5
中学2年生-いない	3318	1.1	90.2	8.6	0.0
高校2年生-いる	319	8.5	52.0	30.1	9.4
高校2年生-いない	2700	1.1	87.0	11.5	0.4
定時制高校2年生相当-いる	11	9.1	36.4	54.5	0.0
定時制高校2年生相当-いない	45	4.4	75.6	20.0	0.0

# 1-① アンケート調査結果の概要（小中高高校生）

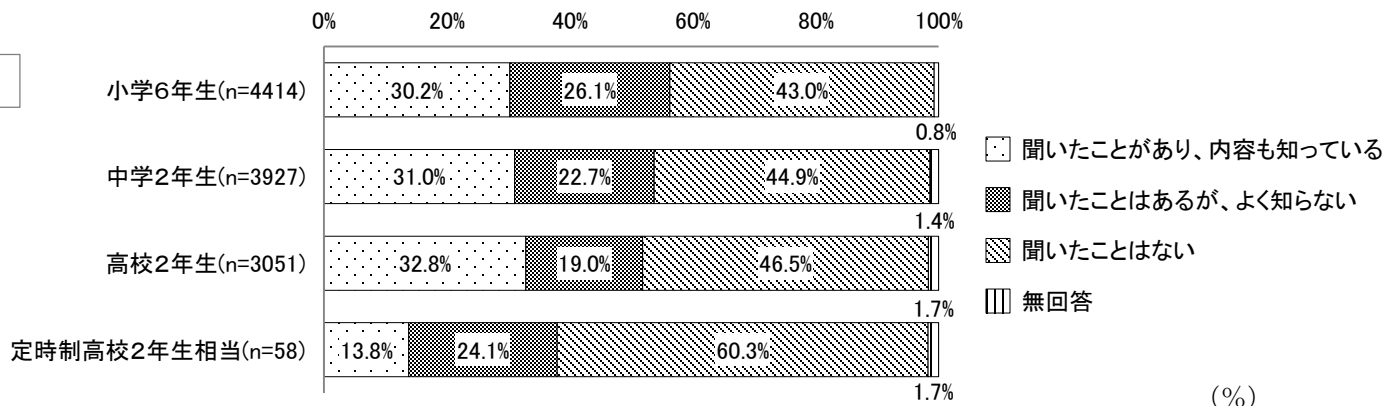
## (16) 「ヤングケアラー」という言葉をこれまでに聞いたことがあったか

### 調査結果

- 全ての階層において、「聞いたことがあり、内容も知っている」との回答は30%程度であった。
- お世話の有無別でみると、お世話をしている人が「いない」場合の方が、相対的に認知度が高い傾向が見受けられた。

「ヤングケアラー」という言葉をこれまでに聞いたことがあったか

#### 全体



#### お世話の有無別

学年×お世話の有無	合計	「ヤングケアラー」という言葉をこれまでに聞いたことがあったか			
		聞いたことがあり、内容も知っている	聞いたことはあるが、よく知らない	聞いたことはない	無回答
小学6年生-いる	646	17.8	22.6	<b>56.7</b>	2.9
小学6年生-いない	3694	<b>32.5</b>	<b>26.7</b>	40.4	0.4
中学2年生-いる	533	16.5	20.8	<b>57.2</b>	5.4
中学2年生-いない	3318	<b>33.8</b>	<b>23.0</b>	42.8	0.5
高校2年生-いる	319	19.7	18.5	<b>51.7</b>	10.0
高校2年生-いない	2700	<b>34.7</b>	<b>19.0</b>	45.9	0.4
定時制高校2年生相当-いる	11	0.0	18.2	<b>81.8</b>	0.0
定時制高校2年生相当-いない	45	<b>17.8</b>	<b>26.7</b>	55.6	0.0

※お世話をしている人が「いる」と「いない」とで比較し、数値が高い方を赤字にて表示

## 1-② アンケート調査結果の概要（大学生）

### 調査概要

調査目的	千葉県内の大学生におけるヤングケアラーの実態を把握するとともに、県のヤングケアラーに対する今後の支援策を検討する際の参考とすること
調査対象	千葉県内に所在する6大学（千葉大学、亀田医療大学、川村学園女子大学、淑徳大学、城西国際大学、中央学院大学）に在籍する大学3年生（4,137名）を対象として実施
調査方法	<ul style="list-style-type: none"><li>各大学の事務室を通じて、学生本人向けに、調査回答フォームのURL・QRコード等を記載した調査依頼文をメールにて送付</li><li>ウェブ上で回答</li></ul>
実施時期	2022年7月8日（金）～8月5日（金）（回答締切：2022年8月1日（月））
回収状況	回収数：71件（うち2件は大学3年生以外であったため回答対象外）
調査内容	<ul style="list-style-type: none"><li>基本情報</li><li>ふだんの生活について</li><li>家庭や家族のことについて</li><li>ヤングケアラーについて</li></ul> ※国の調査に準じた調査項目等を設定

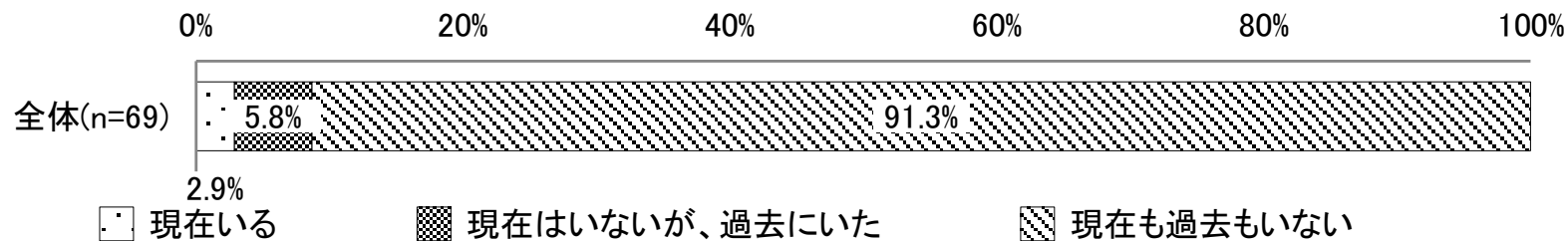
# 1-② アンケート調査結果の概要（大学生）

## (1) お世話をしている人の有無

### 調査結果

・ お世話をしている人の有無は、「現在いる」が2.9%、「現在はいないが、過去にいた」が5.8%となった。

#### お世話をしている人の有無



※ お世話をしている人が「現在いる」と「現在はいないが、過去にいた」の合計n=6のため、以降の調査結果は本資料には掲載しない

※ 以降の調査結果は別冊「アンケート基本集計報告書」のP. 8 2以降を参照

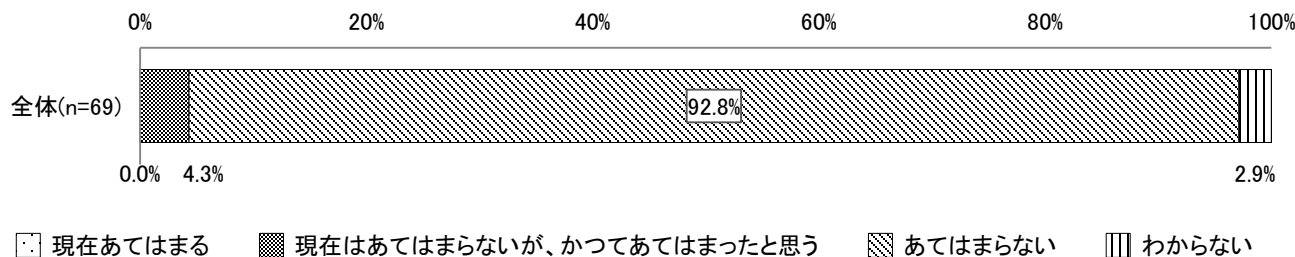
# 1-② アンケート調査結果の概要（大学生）

## (2) 「ヤングケアラー」の認知度

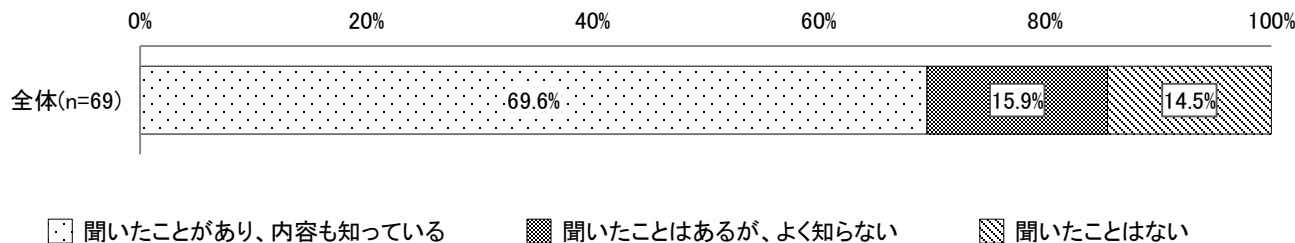
### 調査結果

- ・ 自分はヤングケアラーに、「現在はあてはまらないが、かつてあてはまったと思う」が4.3%。
- ・ 「ヤングケアラー」という言葉の認知度は、聞いたことがある人が計85.5%、うち内容まで知っている人は69.6%。

自分は「ヤングケアラー」にあてはまると思うか



「ヤングケアラー」という言葉をこれまでに聞いたことがあったか



## 1-③ アンケート調査結果の概要（学校）

### 調査概要

調査目的	県内学校におけるヤングケアラーの把握状況や対応状況の実態を把握すること
調査対象	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 千葉市立を除く全公立小学校、協力の得られた私立小学校：計642校 ※1</li><li>・ 千葉市立を除く全公立中学校、協力の得られた私立中学校：計315校 ※2</li><li>・ 千葉市立を除く全公立高等学校、協力の得られた私立高等学校：計129校・139課程 ※3</li></ul>
調査方法	電子ファイルの調査票をメールにて配布し、メールにて回収
実施時期	2022年7月8日（金）～10月7日（金）（回答締切：2022年8月1日（月））
回収状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 小学校：583件</li><li>・ 中学校：283件</li><li>・ 高等学校：136件</li></ul> 合計1,002件（回収率91.4%）
調査内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 支援が必要と思われる子どもへの対応状況</li><li>・ ヤングケアラーの把握状況・対応状況 ※国の調査に準じた調査項目等を設定</li><li>・ ヤングケアラーと思われる子どものケース</li></ul>

※1：義務教育学校前期課程を含む

※2：義務教育学校後期課程を含む

※3：課程が複数ある高等学校においては課程ごとに調査を実施



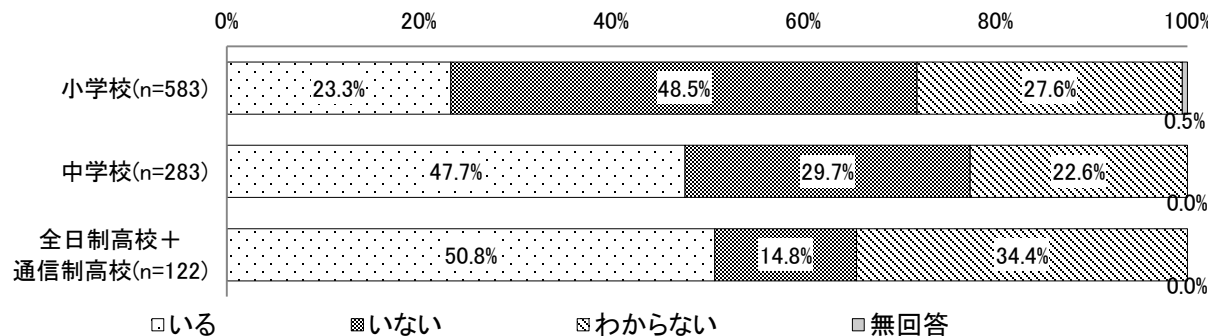
# 1-③ アンケート調査結果の概要（学校）

## (1) ヤングケアラーと思われる子どもの把握状況と把握方法

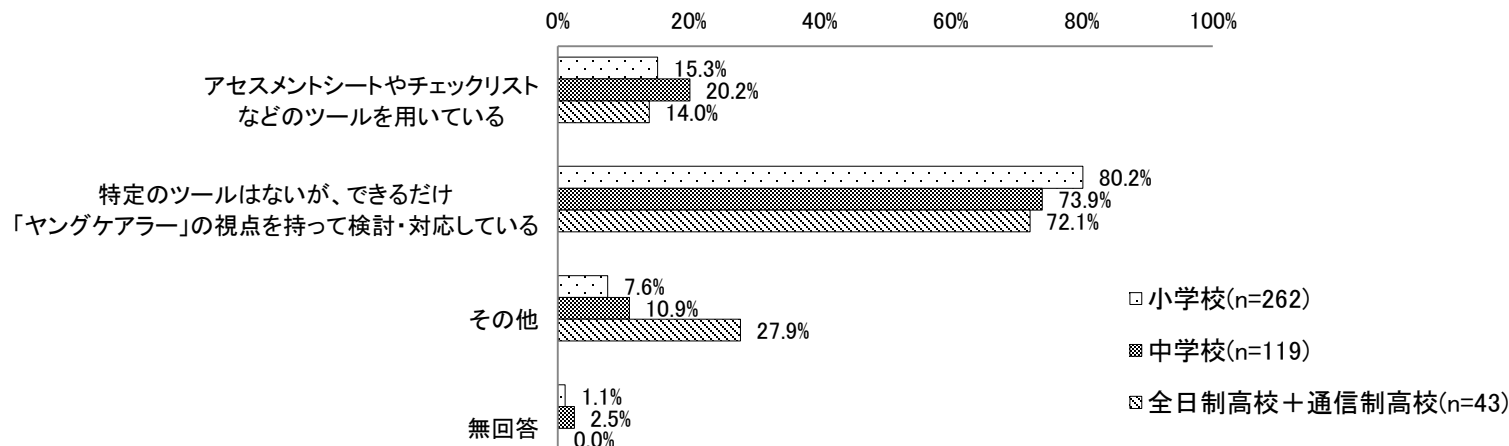
### 調査結果

- 把握状況は、校内にヤングケアラーと思われる子どもがいるかどうか「わからない」との回答が約 2 ～ 3 割を占めており、学校現場におけるヤングケアラーの発見・把握に課題があることが伺える。
- 把握方法は、「特定のツールはないが、できるだけヤングケアラーの視点を持って検討・対応」との回答が最も多かった。

校内にヤングケアラーと思われる子どもはいるか（把握状況）



ヤングケアラーと思われる子どもの把握方法



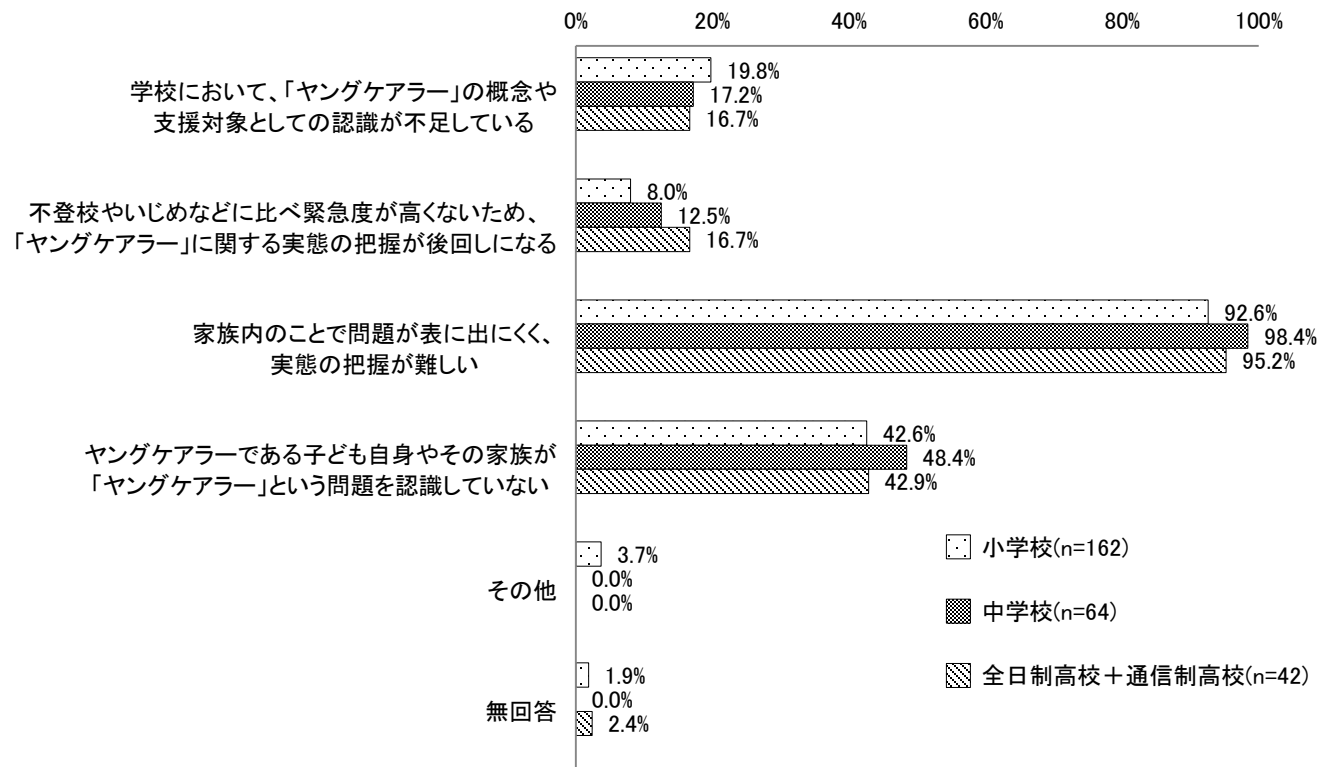
# 1-③ アンケート調査結果の概要（学校）

## (2) 「校内にヤングケアラーと思われる子どもがいるか」がわからない理由

### 調査結果

- ①「家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」→ 教職員が家庭内の事情やプライバシーに立ち入ることの困難さ
- ②「ヤングケアラーである子ども自身やその家族が、ヤングケアラーという問題を認識していない」→ 子ども自身と家族の認識の低さの2点を、ヤングケアラーを把握することが困難な理由として挙げる回答が多かった。

「校内にヤングケアラーと思われる子どもがいるか」がわからない理由



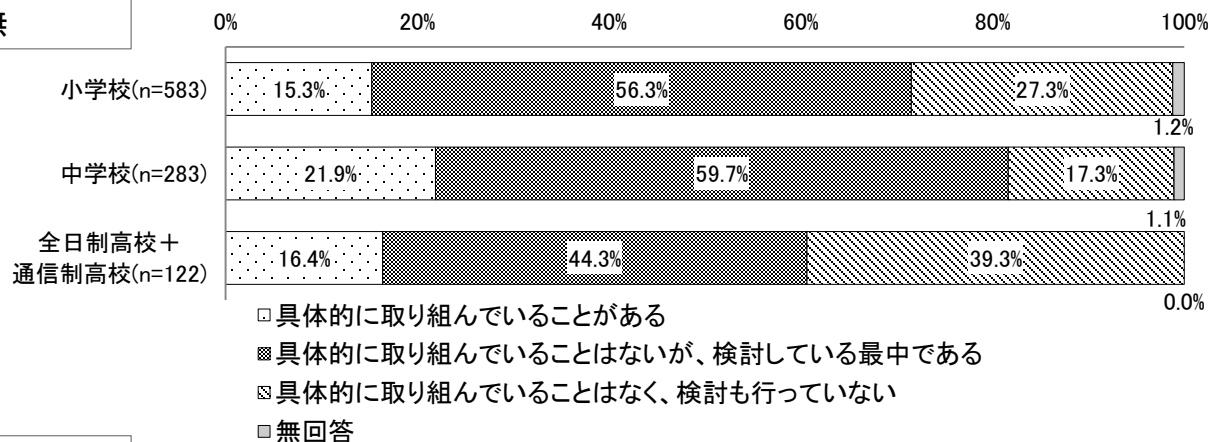
# 1-③ アンケート調査結果の概要（学校）

## (3) ヤングケアラーに関する取組状況

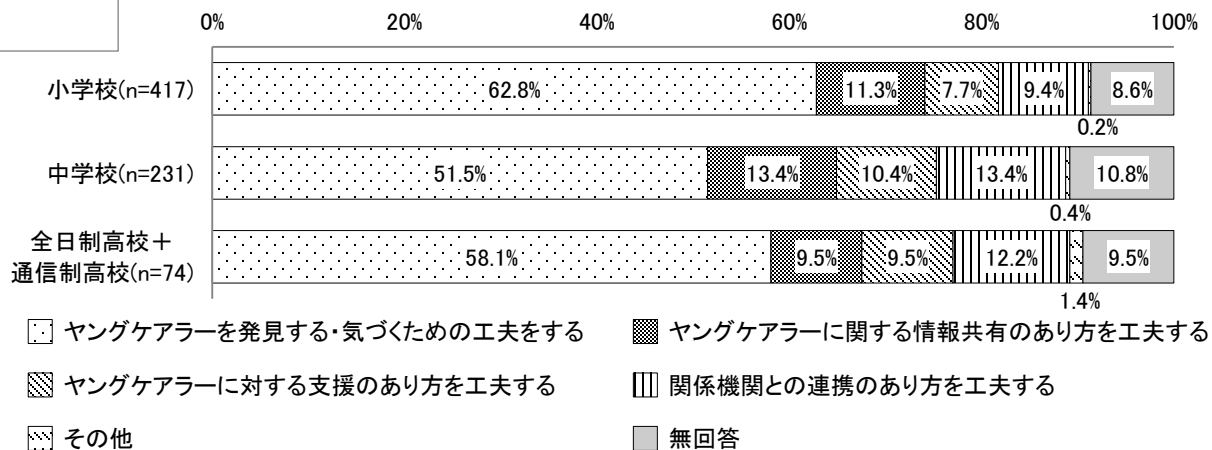
### 調査結果

- ・「具体的に取り組んでいることがある」は、小学校で15.3%、中学校で21.9%、全日制・通信制高校で16.4%となった。
- ・取組の内容は、①「発見する・気づくための工夫」②「情報共有のあり方を工夫」③「関係機関との連携のあり方を工夫」の順に多い。

#### ヤングケアラーに関する取組の有無



#### ヤングケアラーに関する取組の内容



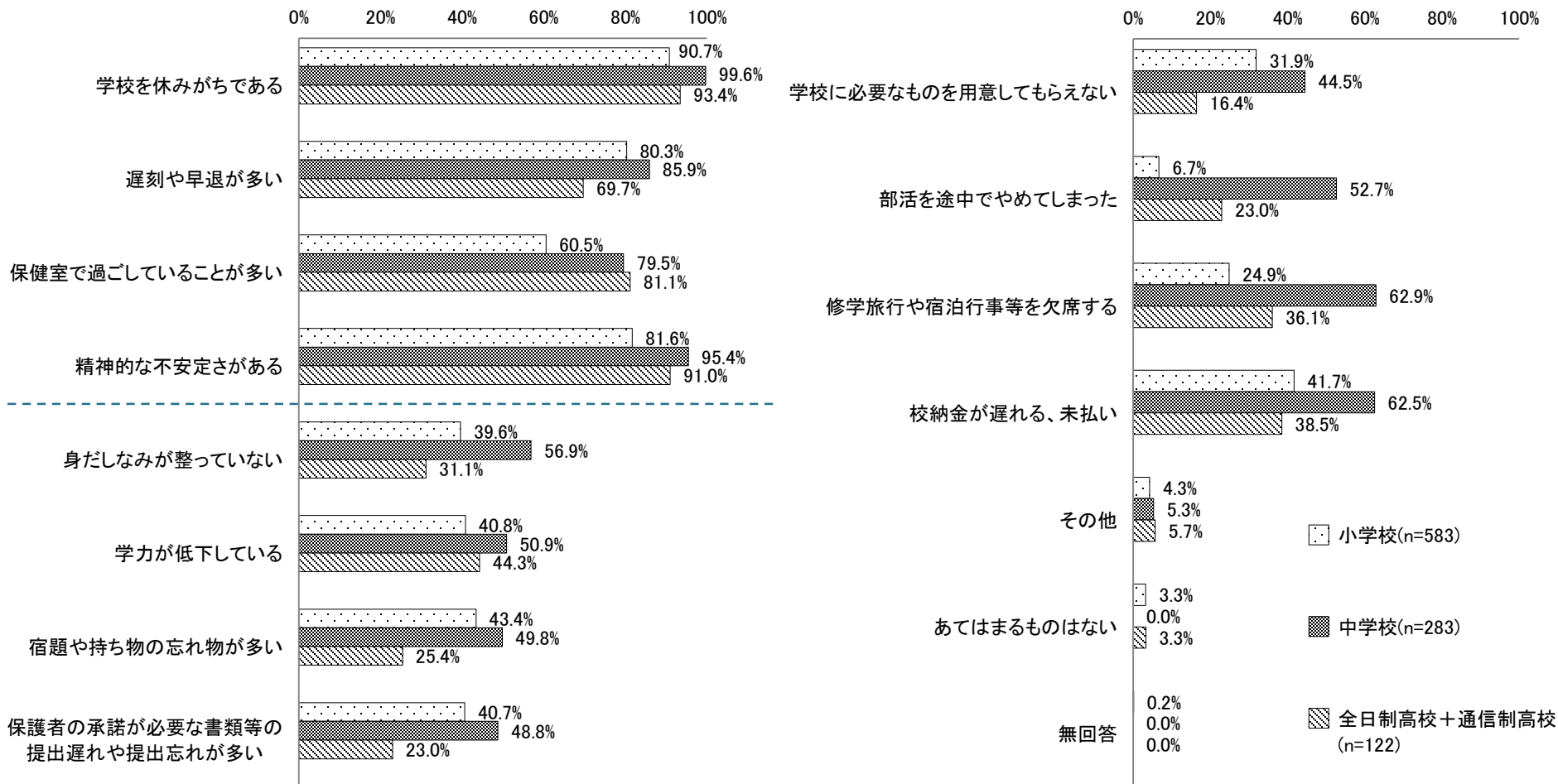
# 1-③ アンケート調査結果の概要（学校）

## (4) 校内で共有しているケース

### 調査結果

・「学校を休みがちである」～「精神的な不安定さがある」の上位4ケースは高い割合で共有されている一方、「身だしなみが整っていない」以下のケースは共有されていることが少なく、ケースごとの共有状況に濃淡がみられた。

校内で共有しているケース



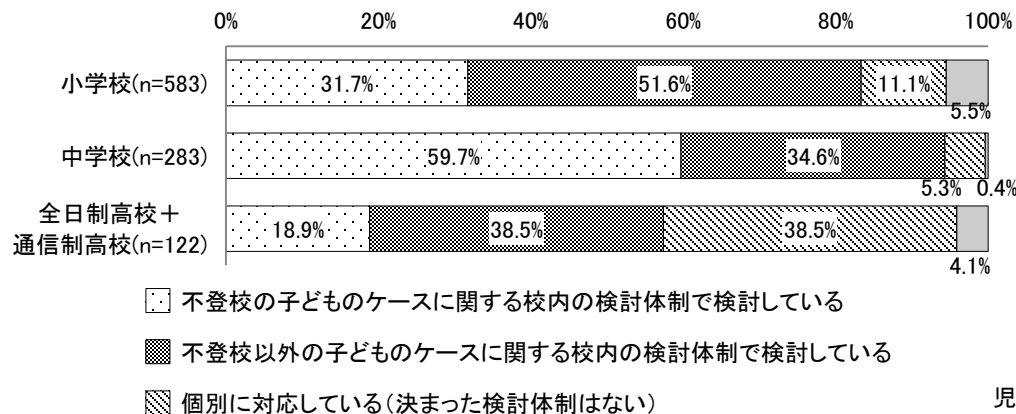
# 1-③ アンケート調査結果の概要（学校）

## (5) 校内で共有しているケースに関する情報共有・対応の検討体制

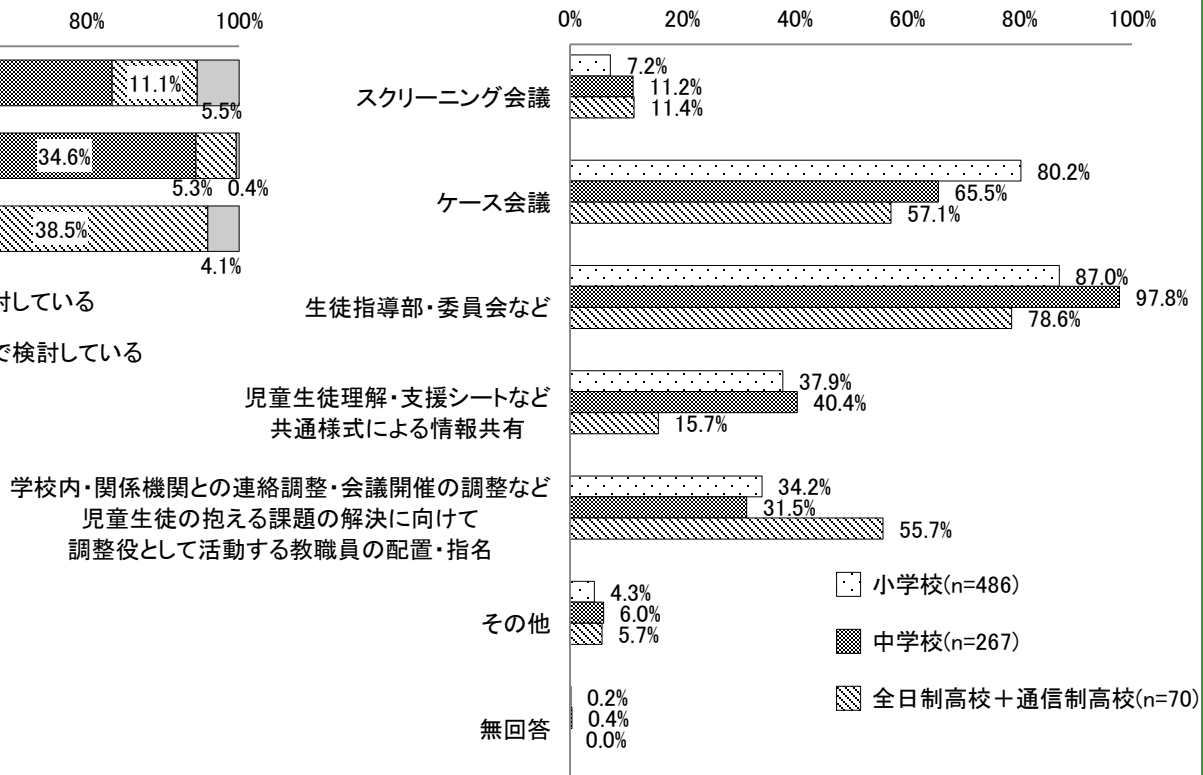
### 調査結果

- ・ 検討体制は、小学校は「不登校以外」、中学校は「不登校」の子どものケースに関する校内の検討体制で検討することが多く、全日制・通信制高校は「個別に対応している(決まった検討体制はない)」ことが相対的に多い傾向が伺える。
- ・ 具体的な検討体制としては、「生徒指導部・委員会など」「ケース会議」との回答が多い。

校内で共有しているケースに関する情報共有・対応の検討体制



具体的にどのような検討体制をとっているか



# 1-③ アンケート調査結果の概要（学校）

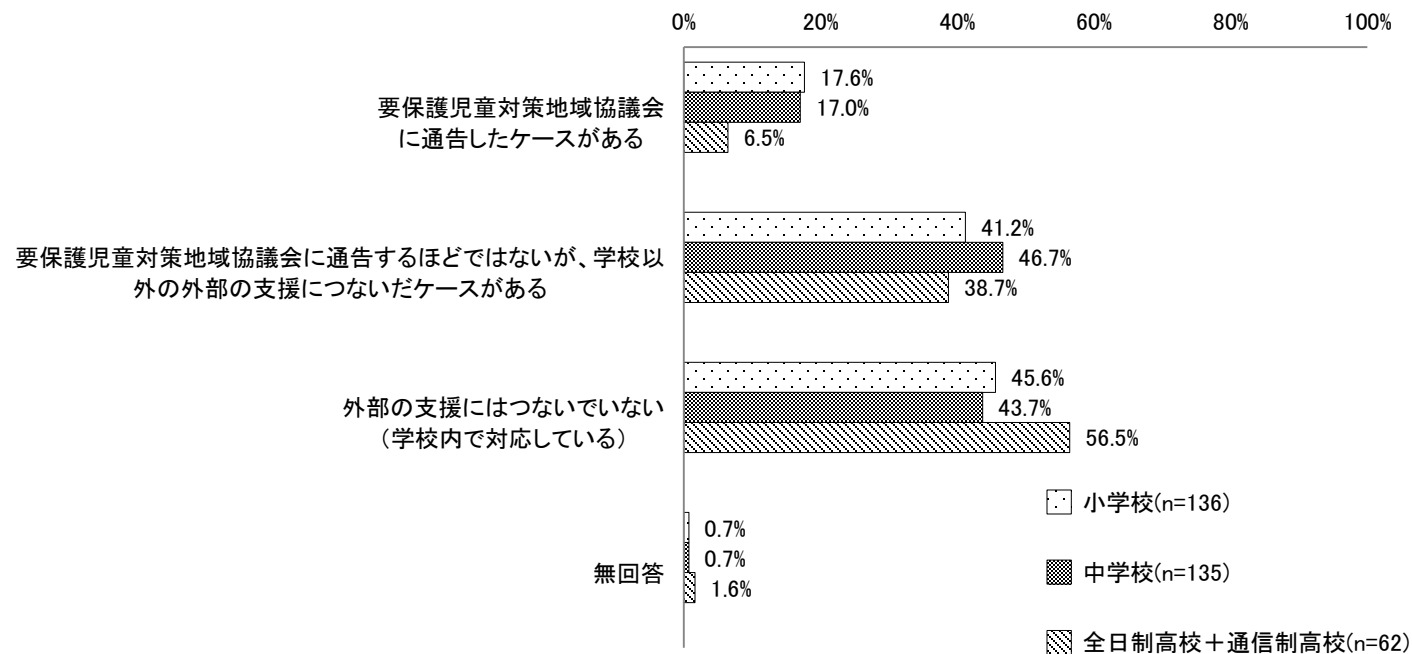
## (6) ヤングケアラーと思われる子どもについて、学校以外の外部の支援につないだケースの有無（過去1年以内）

### 調査結果

・ 校内にヤングケアラーと思われる子どもが「いる」と回答した学校に対して、過去1年以内に学校以外の外部の支援につないだケースの有無をたずねたところ、「外部の支援にはつないでいない(学校内で対応)」との回答が約4～5割超を占めた。

ヤングケアラーと思われる子どもについて、学校以外の外部の支援につないだケースの有無（過去1年以内）

※外部の支援につないだケースの概要については、別冊「アンケート基本集計報告書」のP. 118以降を参照



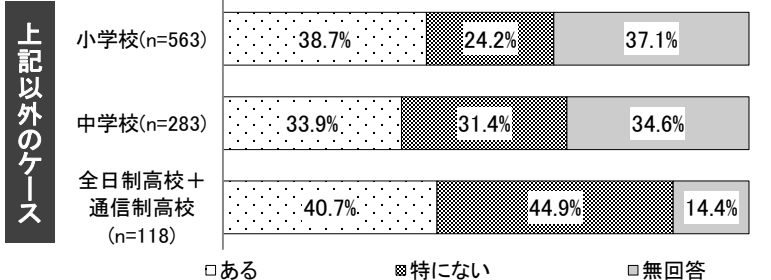
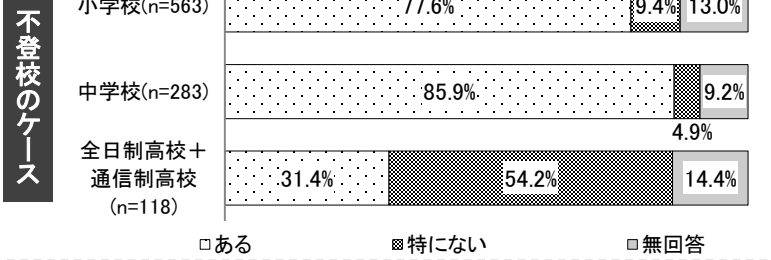
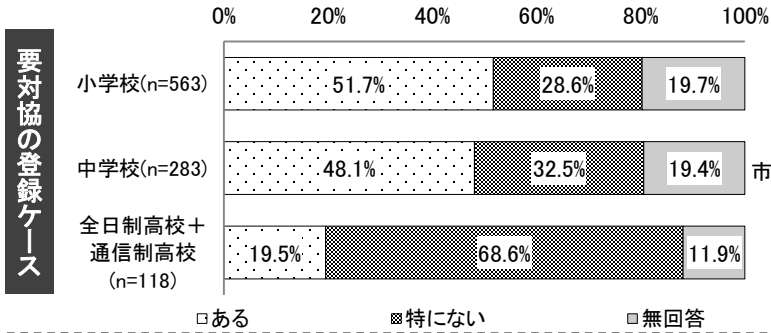
# 1-③ アンケート調査結果の概要（学校）

## (7) 学校以外の関係機関と連携して、情報共有や対応の検討を行う体制の有無と連携する関係機関

### 調査結果

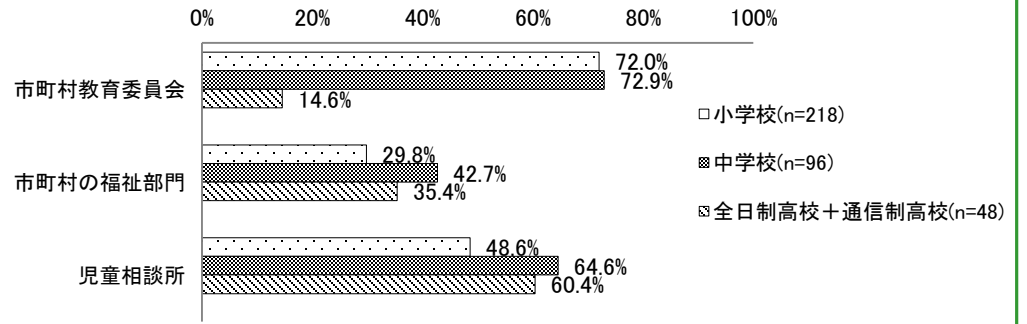
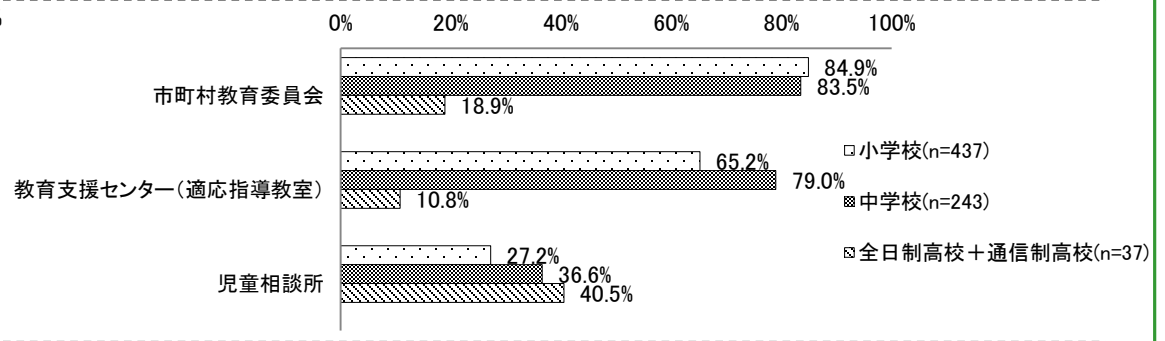
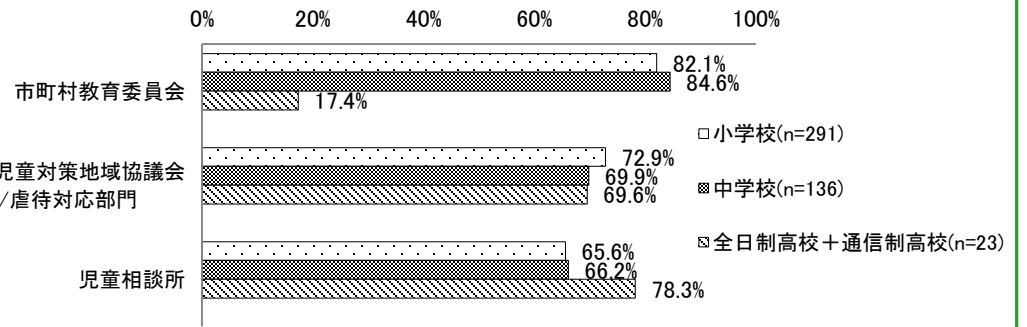
・学校以外の関係機関と連携して、情報共有や対応の検討を行う体制の有無と連携する関係機関は以下の通り。

学校以外の関係機関と連携して、情報共有や対応の検討を行う体制の有無



連携する関係機関（※）

（※）多い方から3機関のみ掲載



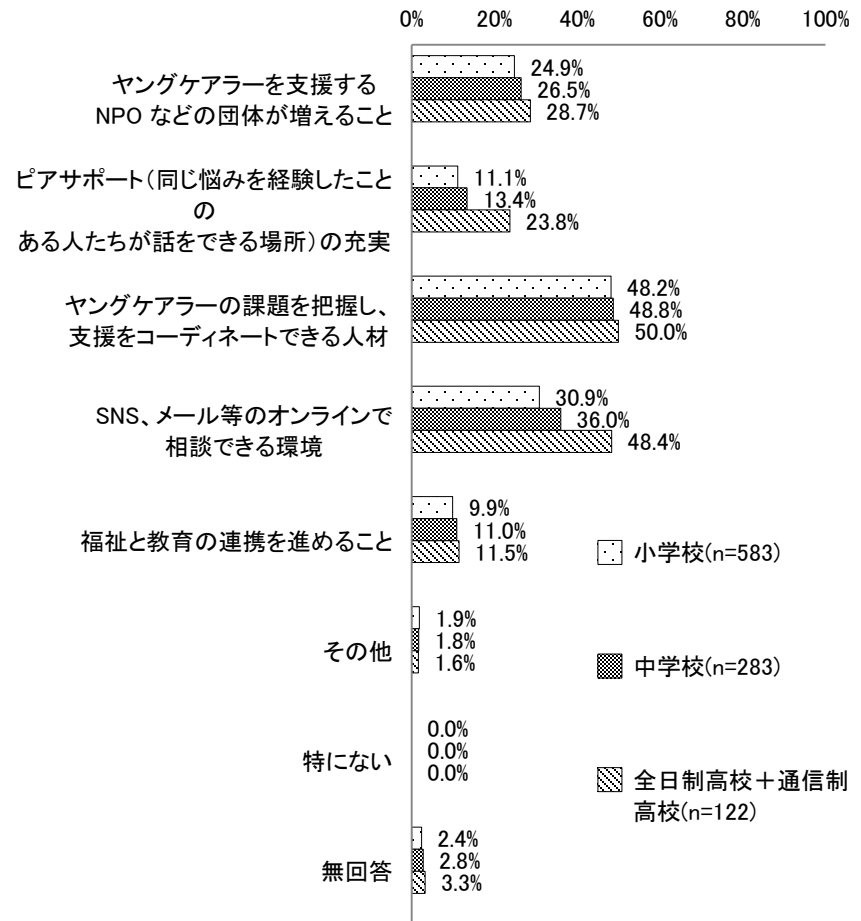
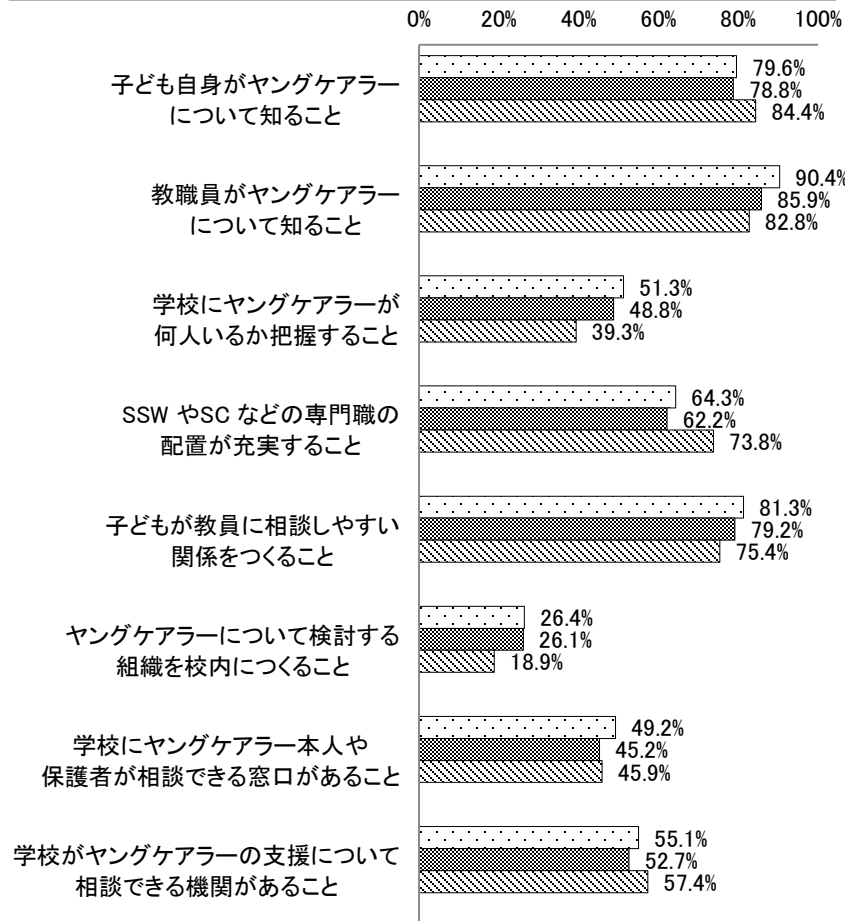
# 1-③ アンケート調査結果の概要（学校）

## (8) ヤングケアラーを支援するために、必要だと思うこと

### 調査結果

①ヤングケアラーの認知度向上（教職員と子ども自身がそれぞれヤングケアラーについて知ること）  
 ②相談しやすい環境等の整備（相談しやすい関係づくり、SSW等の専門職の配置、相談できる窓口・機関の設置等）  
 を挙げる回答が多かった。

ヤングケアラーを支援するために、必要だと思うこと





## 1-④ アンケート調査結果の概要（要保護児童対策地域協議会）

### 調査概要

調査目的	要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーの把握状況や対応状況の実態を把握すること	
調査対象	県内の要保護児童対策地域協議会（53協議会） ※千葉市内を除く	
調査方法	電子ファイルの調査票をメールにて配布し、メールにて回収	
実施時期	2022年7月8日（金）～10月7日（金）（回答締切：2022年8月1日（月））	
回収状況	回収数：49件（回収率92.5%）	
調査内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ヤングケアラーと思われる子どもの把握状況</li><li>・ヤングケアラーと思われる子どもがいる場合の対応</li><li>・ヤングケアラーの早期発見や支援の取組や課題</li></ul>	※国の調査に準じた調査項目等を設定

# 1-④ アンケート調査結果の概要（要保護児童対策地域協議会）

## (1) ケース登録件数

### 調査結果

- ・ ケース登録件数の合計は、令和元年度が13,818件、令和2年度が15,281件。
- ・ うちヤングケアラーと思われる子どもの件数は、令和元年度が105件、令和2年度が126件。

ケース登録件数	令和元年度				令和2年度			
	n	登録件数	平均値	中央値	n	登録件数	平均値	中央値
要保護児童ケース登録件数	37	6,769	183	41	37	7,627	206	40
うちヤングケアラーと思われる子どもの件数	32	50	2	0	32	67	2	0
要支援児童ケース登録件数	36	2,945	82	29	36	3,137	87	25
うちヤングケアラーと思われる子どもの件数	31	36	1	0	31	35	1	0
特定妊婦ケース登録件数	38	358	9	5	38	356	9	5
うちヤングケアラーと思われる子どもの件数	29	0	0	0	28	0	0	0
ケース登録総数（ケース種別不明分）	15	3,774	252	162	15	4,194	280	152
うちヤングケアラーと思われる子どもの件数	13	19	1	0	13	24	2	0
ケース登録件数の合計（※）	49	13,818	282	110	49	15,281	312	125
うちヤングケアラーと思われる子どもの件数	44	105	2	0	43	126	3	0

（※） ケース種別ごとの登録件数を回答したうえで、更に登録総数まで回答（重複回答）があったものは、合計から重複回答分を除いている。従って、表中の各件数の和は、合計とは一致しない場合がある。

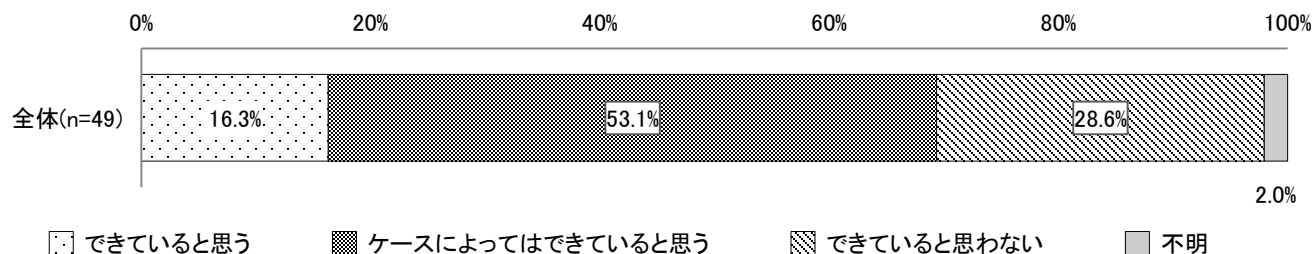
# 1-④ アンケート調査結果の概要（要保護児童対策地域協議会）

## (2) ヤングケアラーと思われる子どもへの対応・支援状況と把握状況

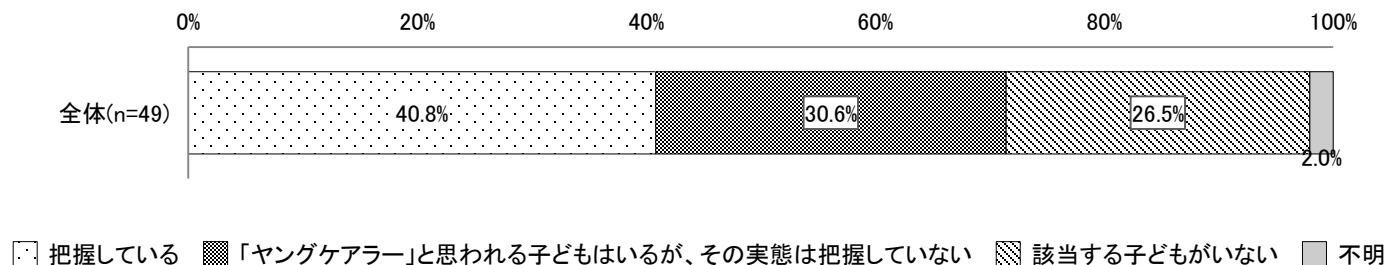
### 調査結果

- ・ 対応・支援は、「ケースによってはできていると思う」が53.1%で最多となる一方で、「できていると思わない」も28.6%を占めた。
- ・ 実態の把握は、「把握している」が40.8%、「ヤングケアラーと思われる子どもはいるが、その実態は把握していない」が30.6%となった。

#### ヤングケアラーと思われる子どもへの対応や支援ができているか



#### ヤングケアラーと思われる子どもの実態を把握しているか



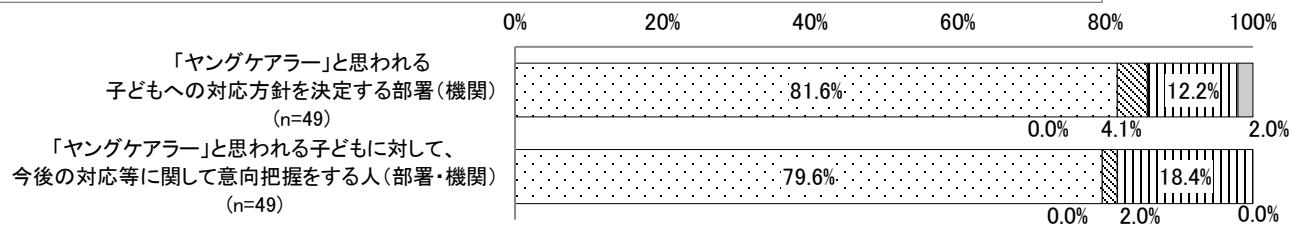
# 1-④ アンケート調査結果の概要（要保護児童対策地域協議会）

## (3) 要保護(要支援)児童の中にヤングケアラーと思われる子どもがいた場合の対応

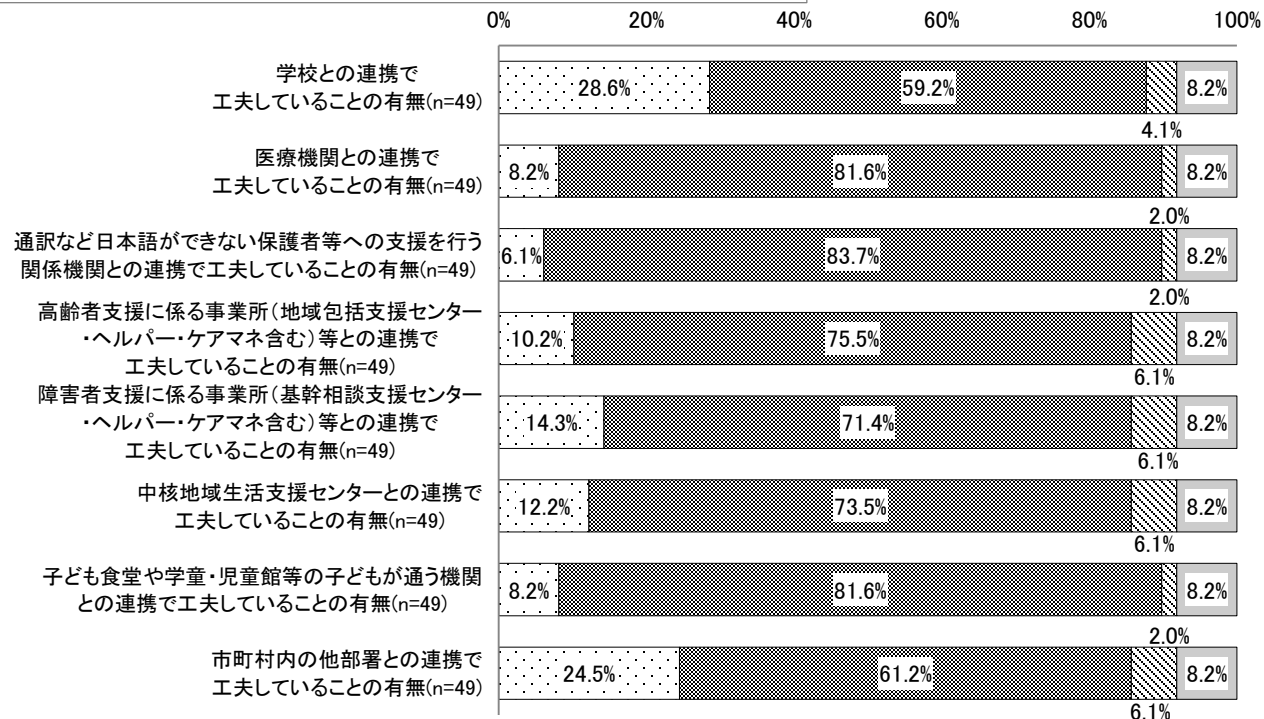
### 調査結果

・ 要保護(要支援)児童の中にヤングケアラーと思われる子どもがいた場合の対応は以下の通り。

子どもへの対応方針を決定したり、今後の対応等に関して意向把握をする部署・機関・人等



子どもへの対応のため、関係機関との連携で工夫していることの有無



- 他の要保護(要支援)児童と同じ対応
- 他の要保護(要支援)児童とは別に決めている
- ▨ その他
- 特に決まっていない
- 不明

- ある
- 特にない
- ▨ その他
- 不明

※ 「工夫していること」の具体的内容は別冊「アンケート基本集計報告書」のP.128～129を参照

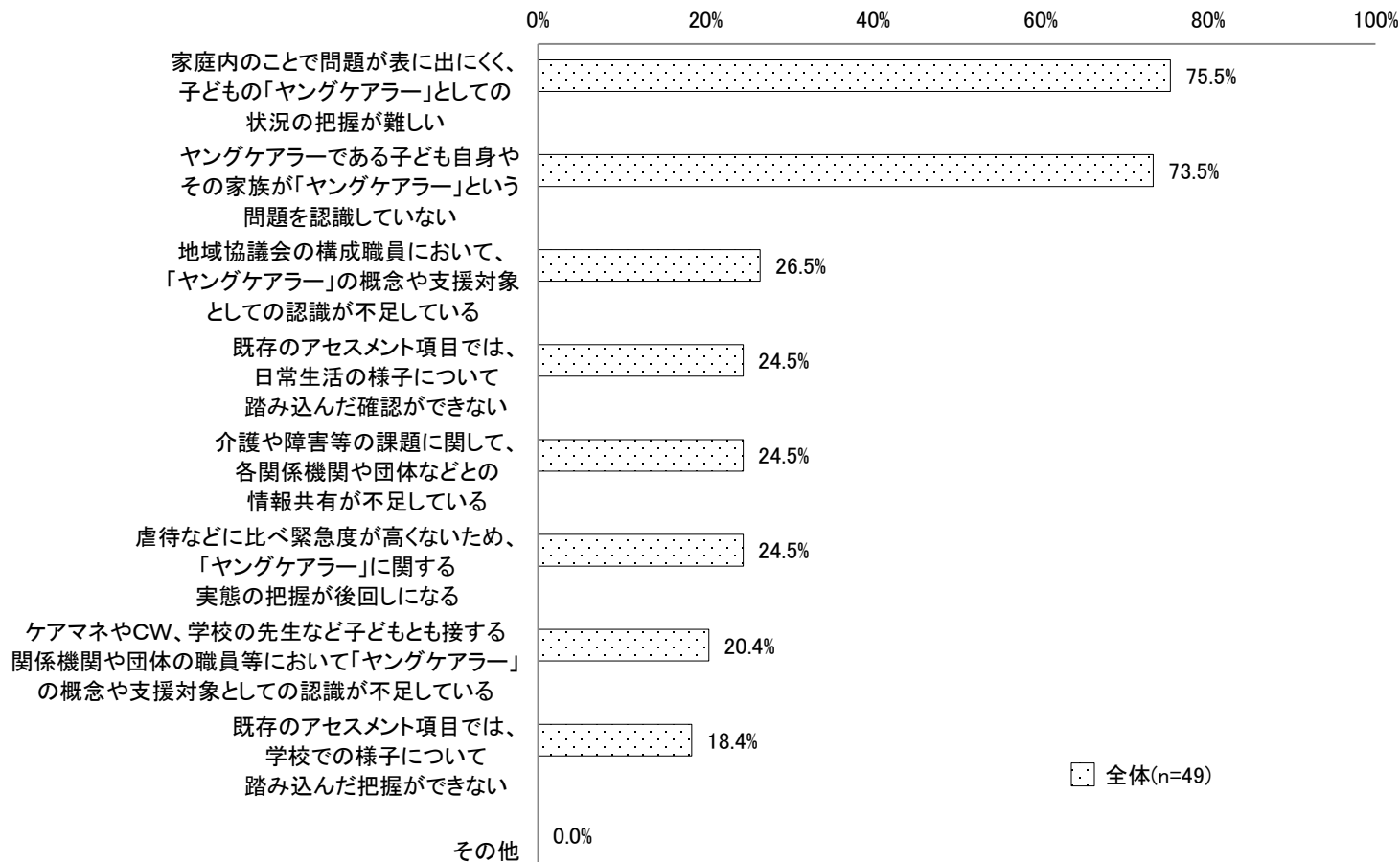
# 1-④ アンケート調査結果の概要（要保護児童対策地域協議会）

## (4) ヤングケアラーである可能性を早期に確認するうえでの課題

### 調査結果

・ 学校を対象としたアンケート調査結果(P. 25 参照)と同様、「家庭内のことで問題が表に出にくく、ヤングケアラーとしての状況の把握が難しい」「ヤングケアラーである子ども自身やその家族がヤングケアラーという問題を認識していない」との回答が多数を占めた。

ヤングケアラーである可能性を早期に確認するうえでの課題



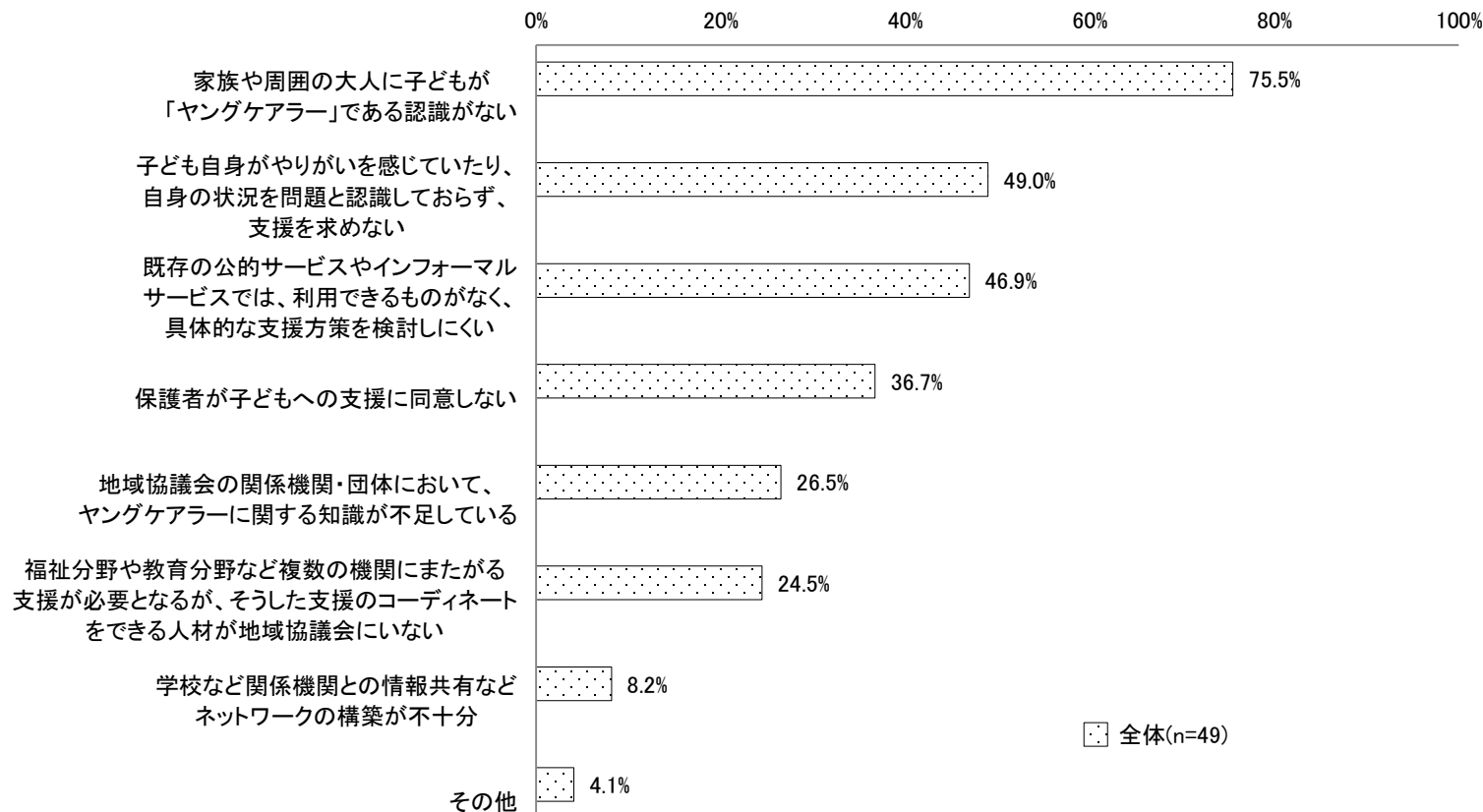
# 1-④ アンケート調査結果の概要（要保護児童対策地域協議会）

## (5) ヤングケアラーと思われる子どもを支援するうえでの課題

### 調査結果

- ①「家族や周囲の大人に子どもがヤングケアラーである認識がない」→ 家族や周囲の大人の認識が不十分
- ②「子ども自身がやりがいを感じていたり、自身の状況を問題と認識しておらず、支援を求めない」→ 子ども自身が支援を求めず
- ③「既存のサービス等では、利用できるものがなく、具体的な支援方策を検討しにくい」→ 既存サービスとニーズのアンマッチを課題として挙げる回答が多かった。

ヤングケアラーと思われる子どもを支援するうえでの課題



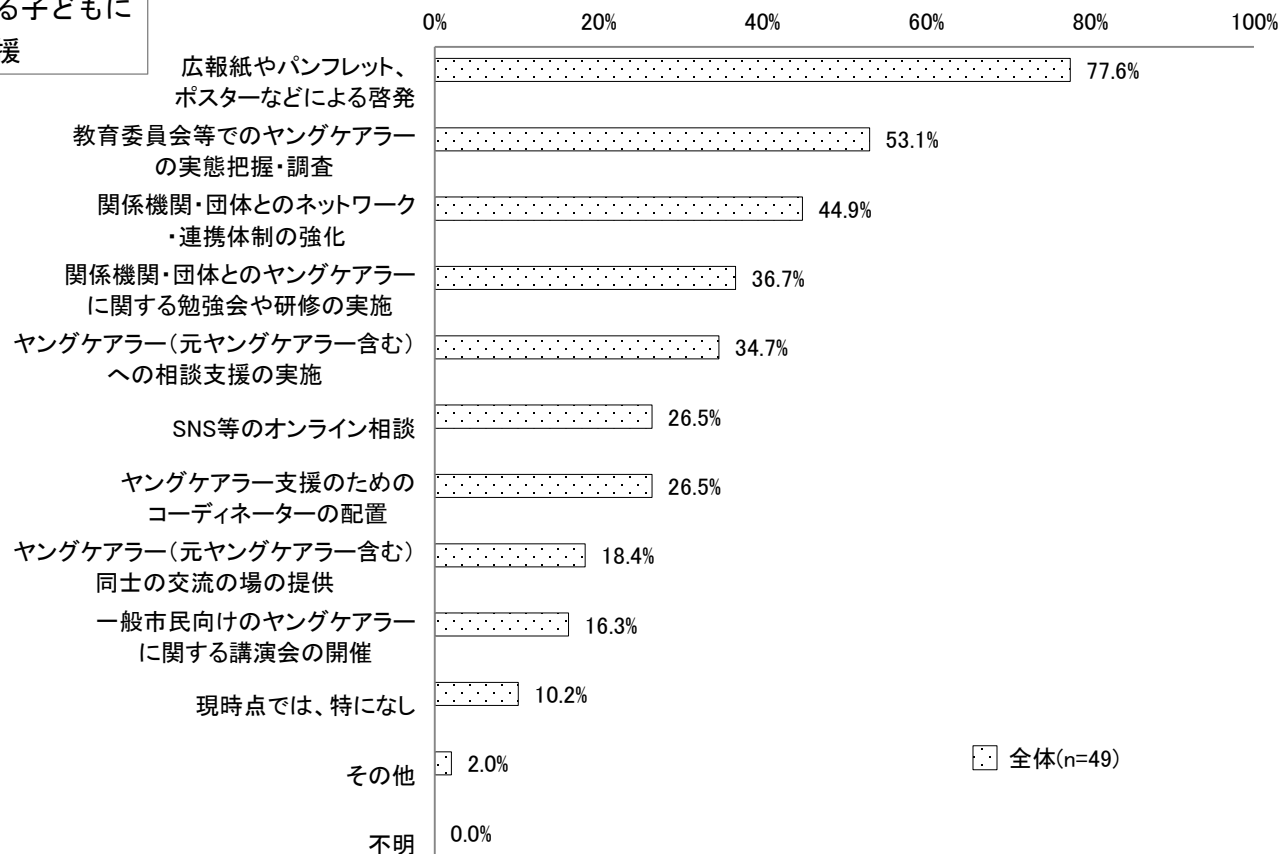
# 1-④ アンケート調査結果の概要（要保護児童対策地域協議会）

## (6) ヤングケアラーと思われる子どもに必要なと思う支援

### 調査結果

- ①ヤングケアラーの認知度向上（広報紙・パンフレット等による啓発、勉強会・研修の実施）
- ②ヤングケアラーの実態把握・調査
- ③関係機関・団体間のネットワーク・連携体制や相談体制の強化等を挙げる回答が多かった。

#### ヤングケアラーと思われる子どもに必要なと思う支援



---

## 2 アンケート調査結果等から見えてきた 主な課題と目指すべき方向性



## 2 アンケート調査結果等から見えてきた主な課題と目指すべき方向性

### (1) 早期発見・把握から支援への連携

#### 本人からの相談

アンケート調査結果等から得られた事実	見えてきた課題等	目指すべき方向性
「お世話について相談したことがある」は1割未満	〔相談したことがない理由〕 ・相談しても状況が変わらないと思わない・・・ <u>あきらめの気持ち</u> ・家族のことを話にくい・知られたくない・・・ <u>心理的ハードル</u> ・相談すべき相手が分からない・・・ <u>相談相手が不明確</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども自身のヤングケアラー認知度向上</li> <li>・本人が自ら気づき、相談するための仕組み・体制づくり・周知</li> <li>・相談の心理的ハードルを下げる</li> <li>・ヤングケアラーの細かい定義にとらわれず、個々の子どもの状況に応じた対応</li> <li>・支援により改善した状況の「見える可」</li> </ul> <p><b>本人からの自発的な相談を促すための 広報啓発と仕組み・体制づくり等</b></p>
「ヤングケアラーという言葉の内容まで知っている」は3割程度	子ども自身のヤングケアラー認知度が低いがゆえに、 <u>自ら問題に気づき、相談するというアクションが起きにくい</u>	
お世話をしている人がいる場合でも、「自らがヤングケアラーにあてはまるかわからない」が2～3割を占める(※1)	自らがヤングケアラーの定義に該当するか否かの判断がつかず、「 <u>誰かに相談しよう</u> 」という動機が湧いてこない可能性	

(※1) 一方、「ヤングケアラーにあてはまる」との回答は1割未満に留まる。

#### 相談体制

アンケート調査結果等から得られた事実	見えてきた課題等	目指すべき方向性
(お世話について相談した経験がある子どもが)相談した相手は「家族」「友人」が大半	家族や友人に相談しても、「 <u>頑張れ</u> 」等の <u>激励の言葉に留まり、具体的な支援にまで至らない懸念</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤングケアラー支援のための窓口整備 →対面、SNS、電話等のマルチチャネル化 →本人・家族、学校等からの相談を総合的に受け付けるワンストップ型相談窓口 →アウトリーチの視点 →相談窓口の明確化と周知</li> <li>・専門人材の配置</li> </ul> <p><b>相談窓口の整備による接点等の拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門人材の配置・活用による ①相談対応の高度化 ②支援へのスムーズな橋渡し</li> </ul>
千葉県では、児童福祉全般に関する相談窓口(※2)でヤングケアラーに関する相談も対応	ヤングケアラー支援に特化した相談窓口が存在しないため、 ・相談したい場合の <u>相談先が分かりにくい</u> ・相談を受けた機関によって、 <u>対応や支援内容等に濃淡が存在する可能性</u> 等	
子どもが希望する相談方法は ①対面 ②SNS ③電話	【対面】ヤングケアラー支援に特化した対面窓口は存在しない 特にアウトリーチによる対面相談手法の検討 【SNS・電話】既存窓口(SNS相談@ちば等)が存在	
(学校アンケート調査) ヤングケアラーを支援するために必要なこととして、「 <u>学校がヤングケアラー支援について相談できる機関があること</u> 」との回答が5割超	教職員が対応に迷った場合に相談するための窓口があれば、 <u>学校における発見・把握から支援につながるケースが増加する可能性</u>	

(※2) 中核地域生活支援センター・児童相談所等

## 2 アンケート調査結果等から見えてきた主な課題と目指すべき方向性

### 周囲の気づき

#### アンケート調査結果等から得られた事実

子どもとの関わりが多い機関(※)で働く職員等が、子どもとの何気ない会話等から気づくことが多い

(学校アンケート調査)

ヤングケアラーの把握方法に関して、「特定のツールはないが、ヤングケアラーの視点を持って検討・対応」との回答が7～8割と最多

#### 見えてきた課題等

子どもとの会話に含まれるヒント等に職員が気づかない場合、そのまま見過ごされてしまう懸念

把握のための客観的・画一的なツールが存在せず、教職員個人のスキル・経験等に基づいた対応が中心

#### 目指すべき方向性

- ・職員向け教育・研修等の実施による職員員の「気づく」能力の向上  
→「ヤングケアラー」という切り口に限定せず、幅広く家庭の状況や困難をとらえる視点
- ・早期発見・把握のためのツール作成

(※) 学校、子どもの相談支援機関、子ども食堂、市町村の児童福祉関係部署、児童相談所等

### 実態把握・アセスメント

#### アンケート調査結果等から得られた事実

(学校・要対協アンケート調査)

ヤングケアラーの存在を把握困難な理由として、「家庭内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」との回答が多数

(学校アンケート調査)

ヤングケアラーと思われる子どもについて、「(過去1年以内に)外部の支援につないだことはない」が4～5割超

#### 見えてきた課題等

- ・継続的な実態把握の取組みが重要
- ・家庭内のプライバシー(個人情報)の取扱いの問題

ヤングケアラーの存在を把握したにもかかわらず、

- ・子どもが置かれている状況のレベルの判断が困難  
→支援が必要なレベルか、お手伝いの範囲内か 等
- ・適切な対応方法の判断が困難  
→学校としてどこまで関与すべきか、どこにつなぐべきか 等
- ・現在の制度・体制下では解決困難  
→既存の支援サービスの対象外 等

等の理由により、看過されてしまっている可能性

#### 目指すべき方向性

- ・アンケート、ヒアリング、面談等の実施による継続的な実態把握
- ・支援に必要な個人情報の取得と情報共有のあり方を整理
- ・アセスメント手法の確立
- ・ヤングケアラーを発見・把握した後の対応フロー、マニュアル等を作成

## 2 アンケート調査結果等から見えてきた主な課題と目指すべき方向性

### (2) 望まれる支援

#### 子どもが希望する支援

##### アンケート調査結果等から得られた事実

(児童生徒アンケート調査)  
大人に助けてほしいことや必要としている支援として、  
①「自由に使える時間がほしい」  
②「学習や進路・就職相談に関して支援してほしい」  
③「話を聞いたり、相談にのってほしい」  
④「経済的に支援してほしい」  
等を求める回答がみられた

##### 見えてきた課題等

子どもに対する各種支援の充実化を図る必要

##### 目指すべき方向性

- ①家事・介護等のヘルパー派遣による子どもの自由時間の創出
- ②学習や進路・就職相談支援の充実化
- ③子どもの居場所・相談相手等の提供
- ④支援サービスの利用補助等を通じた経済的支援策の検討

#### 学校・要対協が考える必要な支援

##### アンケート調査結果等から得られた事実

(学校・要対協アンケート調査)  
ヤングケアラーを支援するために必要なこととして、  
①「子ども自身や教職員がヤングケアラーについて知ること」  
「広報紙等による啓発、勉強会・研修等の実施」  
②「相談窓口・機関の設置」「専門人材の配置」  
③「ヤングケアラーの実態の把握」  
等を挙げる回答がみられた

##### 見えてきた課題等

ヤングケアラーに関する広報啓発、相談体制の整備、実態把握等を進める必要

##### 目指すべき方向性

- ①広報啓発を通じた認知度向上により本人と周囲の「気づき」を促す
- ②ヤングケアラー支援に適した総合的な相談窓口と専門人材
- ③継続的な実態把握の取組み

#### 伴走型支援

##### アンケート調査結果等から得られた事実

ヤングケアラー支援において重要な役割を担う「学校」の課題  
・教育機関である学校や教職員に対して、各家庭内の事情・プライバシーに過度に立ち入り、アウトリーチ的な支援役まで求めることは現実的ではない  
・学校を卒業後は、学校と子どもとの接点が薄まる 等

##### 見えてきた課題等

本人・家族や学校等と「伴走」しつつ、「アウトリーチ型支援」を実施し、学校を卒業後も「必要な支援を長期的に継続」できる体制を検討する必要

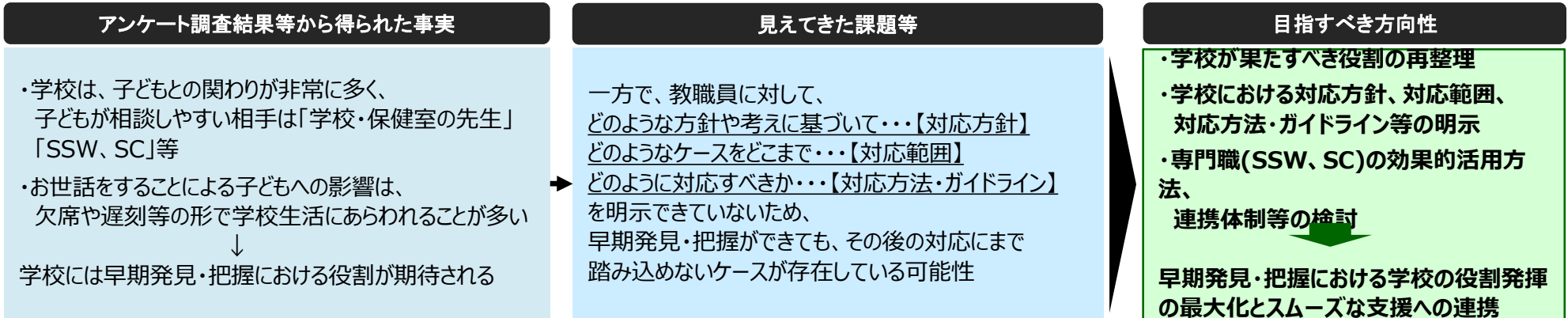
##### 目指すべき方向性

「伴走型支援体制」の構築

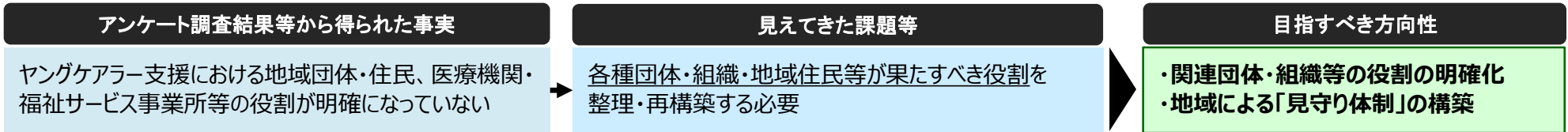
## 2 アンケート調査結果等から見えてきた主な課題と目指すべき方向性

### (3) 各組織・団体等の役割の明確化と連携体制

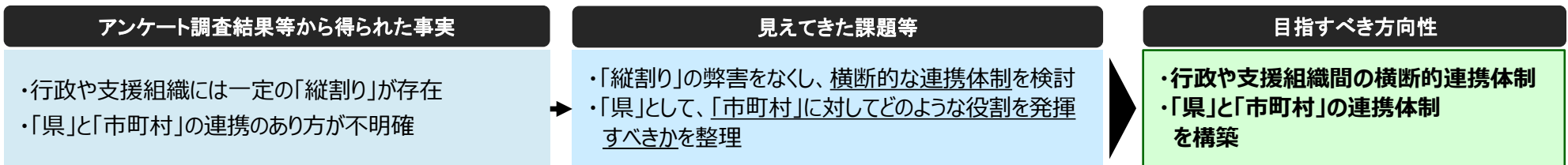
#### 学校の役割



#### その他の支援者の役割



#### 連携体制



---

### 3 他自治体における事例調査結果

### 3 他自治体における事例調査結果【概要】

調査実施期間：令和4年8月～9月にかけて実施

調査方法：担当者へのヒアリング（現地訪問及びオンライン）・書面調査、机上調査

調査内容：以下の事例調査対象の取組に加え、支援全般（組織体制、他機関との連携等）の話を伺った。

番号	自治体名	事例調査対象
3-1	兵庫県神戸市	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 専門窓口の開設</li><li>・ ヘルパー派遣事業</li><li>・ 居場所開設</li></ul>
3-2	埼玉県	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 居場所開設</li><li>・ ヤングケアラー支援体制整備事業</li><li>・ 広報啓発等の取組</li></ul>
3-3	京都府	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 総合支援センターの設置</li></ul>
3-4	栃木県佐野市	<ul style="list-style-type: none"><li>・ コーディネーターの配置</li></ul>
3-5	群馬県高崎市	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ヘルパー派遣事業</li></ul>

## 3-1 兵庫県神戸市へのヒアリング調査結果

お伺いした内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組①「こども・若者ケアラー相談・支援窓口」について ※自治体初の相談窓口を設置</li> <li>・取組②ヘルパー派遣事業について</li> <li>・取組③交流と情報交換の場づくり「ふうのひろば」</li> <li>・支援全般について</li> </ul>
ヒアリング先	神戸市 福祉局 政策課 こども・若者ケアラー相談・支援窓口 担当課長

### 《学校・児童生徒数及び予算について》

学校・児童生徒数	<p><u>(令和3年度の学校及び児童生徒数)</u></p> <p>小学校 168校 (内訳 市立: 162校、国立: 1校、私立: 5校)</p> <p>中学校 98校 (内訳 市立: 81校、国立: 1校、私立: 16校)</p> <p>高校 57校 (市立: 全日5校 定時制3校 / 県立: 23校、私立: 26校)</p> <p>小学生 72,967人 中学生 38,882人 高校生 (全日 5,025人 定時制 783人)</p> <p>※生徒数については、神戸市立の学校生徒数である。</p>
予算について	<p>&lt;令和4年度予算&gt; 42,533千円</p> <p>【内訳】 こどもケアラー世帯への訪問支援事業 14,487千円</p> <p>こども・若者ケアラー相談・支援窓口の運営 26,046千円</p> <p>交流と情報交換の場づくり 2,000千円</p>

# 取組①子ども・若者ケアラー相談・支援窓口について

基本情報	<p>【事業開始】令和3年6月～</p> <p>【場所】神戸市中央区橋通3丁目4番1号（神戸市立総合福祉センター1階）</p> <p>【開所時間】平日9：00～17：00（土日祝、年末年始を除く）</p>
組織体制	<p><b>※直営※</b> 職員体制：課長1名 係長1名 相談員4名 計6名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課長、係長は福祉職採用で現場経験者かつ子ども家庭センター（児童相談所）で児童虐待対応の経験有り。</li> <li>・窓口対応職員が持つ資格は、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、元神戸市福祉職</li> </ul>
相談方法	電話、FAX、メール、来所
相談実績	<p>相談受付件数：201件（電話152件・メール21件・来所28件） ※令和4年7月31日時点</p> <p>支援対象：75件（相談経路：当事者6件、家族等10件、関係機関56件、関係者3件）</p> <p>内訳</p> <p>    子どもケアラー：57件（小学生18件、中学生25件、高校生14件）</p> <p>    若者ケアラー：18件（学生6件、社会人12件）</p> <p>    その他：126件（市外の当事者や匿名、30歳以上等からの相談）</p> <p><b>【上記数値に関する補足】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>上記件数については、窓口への相談があった件数であり、神戸市全体の件数ではない。</u></li> <li>・ 当事者からの相談は、すべて高校生以上の年次であり、小中学生からの相談はゼロ。</li> <li>・ 家族等からについては、高校生以下が多い。（内訳：小学生2件、中学生7件、高校生1件）</li> <li>・ 関係機関56件のうち、23件は学校からの相談（主にSSWから）である。その他、行政区役所、地域包括支援センター、障害の相談支援センター等。関係者は、自治会、民生委員等。</li> <li>・ 支援対象の75件のうち直接介入できたのは約26件、それ以外の49件は支援者を通じてアプローチを行う間接支援。</li> <li>・ その他の126件は市外・匿名等の理由で、継続的な支援が難しい件数。</li> </ul>



## 取組①こども・若者ケアラー相談・支援窓口について(続き)

窓口の周知方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・ポスター（600部）・チラシ（5万枚）の配布</li><li>・LINE広告、Google/Yahoo広告の活用</li><li>・市立葺合高校の生徒が制作した啓発動画を市HP、YouTubeチャンネルで公開</li></ul> <p>→SNSを通じて相談のあった方については大体2割。うち、当事者本人からの相談はわずかで、主に関係機関からが多いことから、いかに関係機関への周知をしていくのが重要であると感じているとのこと。</p>
研修	<ul style="list-style-type: none"><li>・区役所の福祉事務所職員対象</li><li>・こども・若者ケアラー相談・支援窓口による関係機関向け研修（令和4年3月末時点 51回2,750人対象）</li><li>・兵庫県主催の研修（オンライン及び対面方式）</li><li>・シンポジウム</li><li>・出前トークで市民向け啓発</li></ul>
窓口運営全般に関する課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・個人情報保護と情報共有。（ヤングケアラーに関する根拠法令がないため、非常に難しいと感じている。）</li><li>・支援を拒否する世帯への関り方。</li><li>・当事者（特に中学生以下）からの相談が少ない。</li><li>・福祉の関係機関などは、支援対象者にしか注目せず、ケアラーに視線が向けられていない。</li></ul>
今後の展望について	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>こどもケアラー（18歳未満：こどもの居場所との連携）</u> →学習支援やこども食堂との連携を深め、少しでも負担軽減できる場所として導きたい。</li><li>・<u>若者ケアラー（18歳以上：大学やハローワークとの連携）</u> →近隣の大学と連携し、様々な形で情報を共有することを検討している。 →また、ハローワークと連携し若者ケアラーへの支援を開始するところである。</li></ul>

## スムーズな支援に向けた工夫や課題について

---

### 【工夫していること】

長い期間において家族のケアをしている家族構成の中に、行政が介入することは非常に力動がかかるため、支援を拒否したり、本人・家族が拒否反応を起こす。そういった中で「あなたの負担を少しでも軽減したい」というアプローチで行っている。

### 【課題と感じていること】

家族の中でケアを担っている子どもの役割がゼロになるかといったら、それは難しいと感じている。しかし、その子が負担に感じている部分を少しでも軽減出来たらいいと思うし、「あなたの周りですごい大人が見守っているよ」という心理的なフォローを示していくことによって心理的な負担を軽減されていくのではないかと考えており、そういった支援の在り方の必要性を感じている。

## 取組②ヘルパー派遣事業について

事業開始	令和4年8月1日より								
予算	令和4年度事業費予算：14,487千円（システム改修費 1,100千円含む） 想定利用者数：年間100世帯。 ※なお本事業については、神戸市こども家庭局の実施事業								
利用条件／サービス内容	<p><b>対象：18歳未満のこどもケアラーがいる世帯で、こども家庭局家庭支援課が支援を必要と認めた世帯。</b>          →市が必要性を判断するにあたり一定の判断基準は参考にしてはいるが、一律に判断はしていない。          当該世帯の状況、ヘルパー派遣の必要性、効果等を判断して使用を決定している。          →この制度は国の補助事業の適用があるため18歳未満が支援の対象。</p> <p><b>期間：3か月</b> ※延長・再延長可（最大9か月）。なお、他のサービス（障害・介護）のサービスを受けていても併給可。  <b>料金：無料</b> ※本事業は無料だが、障害福祉・介護保険サービスにおいては利用者負担が発生する場合があるため、利用者に理解いただく必要あり。</p> <p><b>導入の目的：こどもケアラーの負担軽減のための家事や育児の支援。</b>          サービス内容：以下の表を参照（出典：神戸市ヒアリング回答）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>サービス内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 家事援助</td> <td>①食事の準備及び後片づけ ②衣類の洗濯、補修 ③居室等の清掃、整理整頓 ④生活必需品の買い物 ⑤その他必要な家事援助</td> </tr> <tr> <td>(2) 育児援助</td> <td>①家庭の児童の世話 ②適切な育児環境の整備 ③その他必要な育児援助</td> </tr> <tr> <td>(3) その他の援助</td> <td>その他児童のケアを軽減することにつながる援助</td> </tr> </tbody> </table>	区分	サービス内容	(1) 家事援助	①食事の準備及び後片づけ ②衣類の洗濯、補修 ③居室等の清掃、整理整頓 ④生活必需品の買い物 ⑤その他必要な家事援助	(2) 育児援助	①家庭の児童の世話 ②適切な育児環境の整備 ③その他必要な育児援助	(3) その他の援助	その他児童のケアを軽減することにつながる援助
区分	サービス内容								
(1) 家事援助	①食事の準備及び後片づけ ②衣類の洗濯、補修 ③居室等の清掃、整理整頓 ④生活必需品の買い物 ⑤その他必要な家事援助								
(2) 育児援助	①家庭の児童の世話 ②適切な育児環境の整備 ③その他必要な育児援助								
(3) その他の援助	その他児童のケアを軽減することにつながる援助								

## 取組②ヘルパー派遣事業について(続き)

受付方法	<b>申請主義ではない。</b> 区の子ども家庭支援室に相談のあった中から、市がヘルパー派遣の必要性を判断。その世帯に対しては説明を行い、同意を得た上でサービスを提供する。なお、相談の受付は、区の子ども家庭支援室にて受け付ける。
委託先	市が別事業で委託している12業者に委託。契約は随意契約。 ※この12業者については、介護保険や障害福祉サービス事業も担っており、専門的技術や体制を有する。ここへ委託することにより、効率的且つ良質なサービスを提供可能とのこと。
事業実績	8月23日時点で1名
若者ケアラーへの支援の検討	18歳以上の若者ケアラーについては対象外となるため他の支援策を検討していたところ、民間の有料介護老人ホームを運営している介護事業所から「レスパイト支援」の申し出があったので、今後実施する予定。
本事業の運営全般に関する展望	現在事業を開始したところであり、事業課題やこどもケアラーに対する有効な支援策について検討したい。

## 取組③交流と情報交換の場づくり「ふうのひろば」

事業開始	令和3年10月に立ち上げ
運営	<p>NPO法人 こうべユースネットへ委託（公募型プロポーザルにて決定）</p> <p>※神戸市内にも兵庫県内にも民間でケアラー支援を行っている民間団体がなかったため、行政主導でつくることとした経緯があり、公募をして若者支援を行っている当該団体に委託し、実施。</p> <p>運営スタッフ：NPO法人理事長、正規職員担当者1名 計2名（福祉資格・相談員等の経験なし）</p> <p>※ただし、生活困窮者学習支援事業・居場所づくり事業等における、保護者の養育相談や学生の生活相談・進学相談の経験は2名とも有り。</p> <p>ふうのひろばサポーター：3名（社会福祉士 資格有り）</p>
運営にかかる予算	交流と情報交換の場づくり 2,000千円（うち、990千円は法人委託費） ※オンライン交流会を開催する場合の予備費として+1,000千円
「ふうのひろば」の概要	<p>開催：毎月第2土曜日の午後2時から2時間程度（オンライン参加も可）</p> <p>参加費：無料</p> <p>対象者：神戸市に在住または在勤・在学の概ね16歳～30歳までの方</p> <p>平均参加人数：3名/回（参加年齢層：高校生25%、大学生・大学院生42%、社会人33%）</p> <p>主な活動内容：（1）自己紹介（2）レクリエーション（3）カフェタイム （4）全体ディスカッション（5）ふりかえり</p>
活動の広報	市および委託先のホームページ、Instagram、Twitterなど →近隣大学と連携し、案内を置いていただいて、そこから参加いただく流れを検討中。

## 取組③交流と情報交換の場づくり「ふうのひろば」(続き)

利用者の意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 今まで友人にもケアラー当事者としての経験や実情などを話したことがなかったが、ふうのひろばではじめて話すことができ、気持ちがすっきりした。</li><li>・ 同じような経験をされている方の意見、話を聞いて人生の大きな岐路選択の時に後押しになった。</li><li>・ すべてを忘れて過ごせる場所（居場所）が大切だと思うし、ふうのひろばがそういう場所だと感じた。</li></ul> <p>※参加者の中には現役のヤングケアラーの方もいれば、元ケアラーの方で心に傷を負っている方もいるので、そういった方の参加も可能としている。</p>
運営にあたっての工夫	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ケアを要する家族を家に残し、ふうのひろばに参加できない場合も想定し、オンライン参加もできるよう、参加しやすい環境の整備に努めている。</li><li>・ 個人情報の取り扱いについて説明し、安心して参加できるように対応。</li><li>・ リラックスして話せる環境づくりをしていく必要があると考えており、近隣の大阪や京都府ですでに活動されているところへ視察に行き、指示をいただきながら行っている。</li></ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 参加メンバーが定着しないため、運営に携わる当事者スタッフの確保が難しい。</li><li>・ 16歳未満の小中学生のケアラーの居場所がない。</li></ul>
今後の展望	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 相談窓口に直接相談することをためらうケアラーが、ふうのひろばをきっかけとして相談に繋がることができるよう双方向での関わりを構築する。</li></ul>

# ヤングケアラー支援全般について

<p>中心的役割を担う部署</p>	<p>(子ども・若者ケアラー施策全般) <u>子ども・若者ケアラー相談・支援窓口</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・若者ケアラー支援事業 検証会議 (年2回開催) 主催</li> <li>・子ども・若者ケアラー支援連絡会議 (庁内連絡会) (年4回開催) 主催</li> </ul> <p>(子ども・若者ケアラーに関する相談・支援) <b>18歳未満</b>: <u>各区役所 保健福祉課</u>  <b>18歳以上</b>: <u>子ども・若者ケアラー相談・支援窓口</u>  (個別支援会議の主催など)</p> <p>《特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子どもという年齢にくるといよりも連携していく関係機関との調整というところから考え、福祉局の中に生活保護、介護保険、障害の部局といった連携先の部局があることから福祉局が窓口を担うことが適当という判断になった」ことから、神戸市では<u>福祉局に相談・支援窓口を開設</u>。</li> <li>・相談・支援窓口の担当課長と係長は、福祉局政策課の担当課長、担当係長及び介護保険課及び障害者支援課の担当課長、担当係長も兼務していることから、指示や命令、情報共有も可能。</li> </ul>
<p>他機関との連携 (参考: 図表 I - ①、I - ②)</p>	<p>情報共有や処遇方針を立てるため、関係機関が集まる個別支援会議を開催。他機関との連携を図っている。</p> <p>連携を図る関係機関: 区役所の関係部署 (子ども、生活保護等など)、学校 (SSW含む)、地域包括支援センター、ケアマネジャー、障害者相談支援センター、介護・障害サービス事業所、子ども家庭センター等</p>
<p>教職員への研修状況</p>	<p>(令和4年度)</p> <p>兵庫県主催の「ヤングケアラー・若者ケアラー支援オンライン研修」について、市内の公立中・高校全校に案内を送ったところ、約70校から教職員の参加希望があった。</p> <p>※参加者には、は養護教諭の方も多く、スクールソーシャルワーカーの方以外の参加も多かったとのこと</p>
<p>教職員がヤングケアラー把握したときの対応指針について</p>	<p>教職員が対象とする18歳未満の子どもケアラーの発見については、「18歳未満用チェックシート」を用いる。対象者を発見した場合には、令和4年5月改訂の「神戸市 子ども・若者ケアラー支援関係者 (福祉・教育・医療) 用マニュアル」を参考に対応。(参考: 別紙図表 I - ③)</p>

# ヤングケアラー支援全般について(続き)

---

## 相談の進捗管理等

**相談・支援窓口**で受付をしたケースは、以下の内容で相談・支援窓口が進捗管理を行っている。

- ・ 個別のケースについては、「相談・支援のフローチャート」に基づき、様式を用いてデータで記録を管理。
- ・ 週1回の個別ケース会議で、各ケースの処遇方針を決め、「ケース進捗管理」および「ケース進捗の8段階」に基づき進捗管理を行っている。
- ・ ケース全体の進捗管理については、Excelで作成した一覧表で管理。

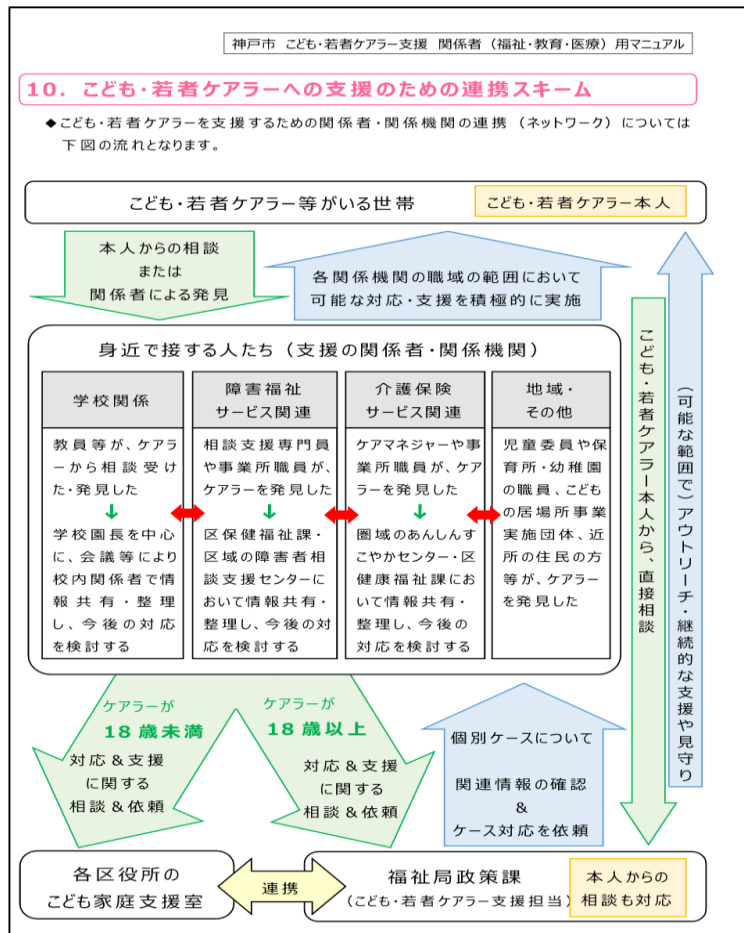
**各区役所**で受付をしたケース

- ・ 各区にて進捗管理を行っている。

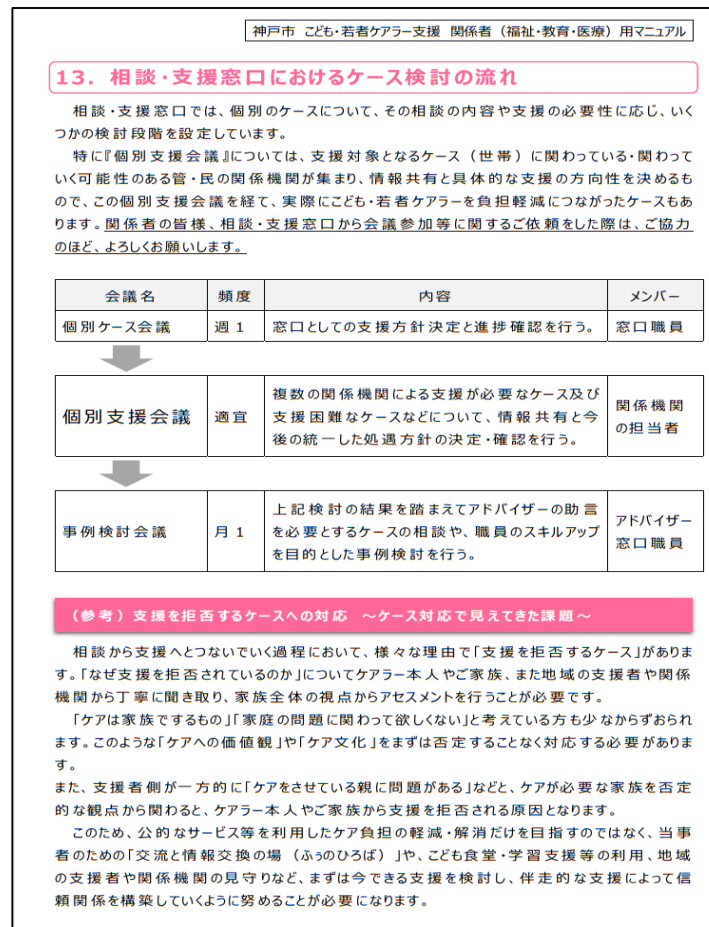


# 出典：神戸市 子ども・若者ケアラー支援 関係者（福祉・教育・医療用マニュアル） 令和4年

図表 I - ① 子ども・若者ケアラーへの支援のための連携スキーム



図表 I - ② 相談・支援窓口におけるケース検討会議



出典：神戸市 こども・若者ケアラー支援 関係者（福祉・教育・医療用マニュアル） 令和4年

図表 I - ③ 神戸市こども・若者ケアラー【18歳未満用】チェックシート ※18歳未満用のほか、「神戸市こども・若者ケアラー【18歳以上用】チェックシート」も作成されている。

神戸市こども・若者ケアラー 【18歳未満用】チェックシート 【様式1-1】

※家族のお世話やお手伝いをする事自体に問題はありませんが、重要なのは「不適切なケア」「過度なケア」がケアラー自身の心身の健康・教育・生活面に大きく影響し将来にわたっての深刻な問題に発展する可能性があることです。そうした問題を改善していくためには周囲の気づきが欠かせません。早期発見・予防のために是非ともご活用ください。

作成日： 年 月 日 作成者：所属/ 氏名/

対象者情報 No \_\_\_\_\_

対象者氏名（フリガナ）： \_\_\_\_\_ 男・女

所属・学校： \_\_\_\_\_ 生年月日： \_\_\_\_\_ 年 月 日（ 歳）

世話をしている家族：

ご本人以外にも、家族のお手伝いやお世話をしている人はいますか  いる  いない

いる⇒誰ですか（ \_\_\_\_\_ ）

家族の世話をしていることを相談できる人はいますか  いる  いない

いる⇒誰ですか（ \_\_\_\_\_ ）

1. 家族の世話をしている頻度について

1) 時間数（1日） 1 H未満  1～3 H  3 H～5 H  5 H～7 H  7 H以上

2) 回数（1週間） 1～2日  3～5日  毎日  その他（ \_\_\_\_\_ ）

2. 家族の世話の内容について

<input type="checkbox"/> ①	家族に代わって食事・掃除・洗濯などの家事をしている
<input type="checkbox"/> ②	家族に代わって幼いきょうだいの見守りや送迎などの世話をしている
<input type="checkbox"/> ③	家族に代わって入浴やトイレ介助などの身体的な介護や介助をしている
<input type="checkbox"/> ④	家計を支えるためにアルバイトをしている
<input type="checkbox"/> ⑤	家族に代わって、精神的に不安定な家族の話し相手や障害のある家族のお世話をしている
<input type="checkbox"/> ⑥	日本語の理解が難しい家族や視力・聴力障害のある家族の通訳や援助をしている
<input type="checkbox"/> ⑦	その他（気になる状況について）： _____

3. 家族のお手伝いやお世話をやりたくない、疲れたと思う時

① いつも思う  ② 時々思う  ③ たまに思う  ④ あまり思わない

⑤ その他（ \_\_\_\_\_ ）

4. 家族のお手伝いやお世話から受ける健康面への影響について

<input type="checkbox"/> ①	虫歯治療・予防接種・体調不良などで必要な病院に通院・受診ができていない
<input type="checkbox"/> ②	元気がない・不安そうに見える。はしゃぐ・落ち込むなど情緒的な不安定さがある
<input type="checkbox"/> ③	給食の食べ過ぎ、コンビニ弁当やおにぎりだけなど偏りがある、または準備ができていない
<input type="checkbox"/> ④	家族のケアなどで、十分な夜間睡眠がとれないなど生活リズムが整っていない
<input type="checkbox"/> ⑤	着衣に汚れやシミが残っているなど身だしなみが整っていない
<input type="checkbox"/> ⑥	特に見当たらない
<input type="checkbox"/> ⑦	その他（気になる状況について）： _____

神戸市こども・若者ケアラー 【18歳未満用】チェックシート 【様式1-1】

5. 家族のお手伝いやお世話から受ける教育面への影響について

<input type="checkbox"/> ①	遅刻が多く、時間通りに登校できないことが多い
<input type="checkbox"/> ②	家庭の事情で早退することも多く、休みがちになっている
<input type="checkbox"/> ③	登校しても、保健室や別室で過ごしていることが多い
<input type="checkbox"/> ④	クラスメイトとのかわりが薄く、一人で過ごしていることが多い
<input type="checkbox"/> ⑤	学校（部活含む）に必要なものを用意してもらえない。
<input type="checkbox"/> ⑥	急いで下校することが多く部活に参加できない
<input type="checkbox"/> ⑦	保護者の承諾が必要な書類などの提出遅れや提出忘れが多い
<input type="checkbox"/> ⑧	家庭の事情などで就学旅行や宿泊行事などに参加できないことが多い
<input type="checkbox"/> ⑨	家庭の事情により、進学や就労などの進路に制約がある
<input type="checkbox"/> ⑩	自宅での学習時間が取れず、学力が低下してきている
<input type="checkbox"/> ⑪	授業に集中できず、ボーとしていることが多い
<input type="checkbox"/> ⑫	特に影響はない
<input type="checkbox"/> ⑬	その他（気になる状況について）： _____

6. その他、課題も含めて自由にご記入ください

※ 上記、チェックシート欄で、気になる項目が一つでもある場合には、こどもの想いを丁寧に聞き取りどのような支援が必要か、皆様でご検討いただければと思います。

※ 各区役所の保健福祉課や神戸市こども・若者ケアラー相談・支援窓口では、相談内容によっては一緒に検討し考えながら、必要な支援についての連携先や情報提供などを行うことができます。

- 18歳未満の場合は → 各区役所 保健福祉課まで
- 18歳以上の場合は → 神戸市こども・若者ケアラー相談・支援窓口まで

※ また、学齢期以降も支援が必要な場合には、神戸市こども・若者ケアラー相談・支援窓口で次のステップへと切れ目のない支援を調整し継続していきます。

## 3-2 埼玉県へのヒアリング調査結果

お伺いした内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組①「ヤングケアラーオンラインサロン」について</li> <li>・取組②「地域でまるごとヤングケアラー支援体制整備事業」について</li> <li>・取組③広報啓発等の取組について</li> <li>・支援全般について</li> </ul>
ヒアリング先	埼玉県 福祉部 地域包括ケア課 地域包括ケアご担当者様

### 《学校・児童生徒数及び予算について》

学校・児童生徒数	<p><u>(令和4年度の学校及び児童生徒数)</u></p> <p>小学校：801校 中学校：416校 高校（全日、定時、通信制含む）：145校          義務教育学校：1校 中等教育学校：1校          ※児童生徒数計 720,339名          【内訳】小学生 363,199名 中学生 187,395名          高校生（全日、定時、通信制含む） 169,060名          義務教育学校 206名 中等教育学校 479名</p>
予算について	<p>&lt;令和4年度予算&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアラー総合支援事業 16,041千円              （オンラインサロンに係る予算 3,497千円含む）</li> <li>・ヤングケアラー支援推進協議会の運営及び              ヤングケアラー支援コーディネーター 11,404千円</li> <li>・主任児童員等向けの研修事業 2,585千円</li> <li>・LINE相談事業 6,900千円</li> </ul> <p style="text-align: right;">} 県社協へ委託</p>

# 県の支援事業一覧

令和元～3年度事業	<ul style="list-style-type: none"><li>○地域包括ケア漫画（全11巻。そのうちヤングケアラー編・介護者支援編がある）の作成。（令和元年度）</li><li>○ケアラー・ヤングケアラーの経験談の動画の作成・配信（令和2年度）</li><li>○11月に集中的な啓発期間として「ケアラー月間」を定め、フォーラムの開催、啓発リーフレットやヤングケアラーハンドブックの作成・配布。（令和3年度）</li><li>○介護者サロン運営のためのマニュアル作成・配布。（令和3年度）</li><li>○ヤングケアラー向けのオンラインサロンの実施。（令和3年度）</li></ul>
令和4年度新規事業	<ul style="list-style-type: none"><li>○<u>市町村におけるヤングケアラー支援体制の構築のため、ヤングケアラー支援推進協議会を設置</u><ul style="list-style-type: none"><li>→この協議会は市町村や教育委員会といった行政だけでなく、社協や子ども食堂、主任児童員など地域で活動している多様な主体で構成されている。</li></ul></li><li>○<u>ヤングケアラー支援コーディネーターの設置</u><ul style="list-style-type: none"><li>→県社協に委託してコーディネーターを設置し、市町村に対して助言等を行う。</li></ul></li><li>○<u>ヤングケアラー向けのライン相談窓口の設置 名称「埼玉県ヤングケアラーチャンネル」</u></li> <li>○<u>研修対象者の拡大</u><ul style="list-style-type: none"><li>→令和3年度までは地域包括支援センターや障がい者相談支援事業者等、市町村職員等、主にケアの対象者やヤングケアラーも含めたケアラーに関わる可能性がある方向けにケアラー支援の研修を実施。今年度からは地域で活動している民生委員や主任児童委員、子ども食堂、学習支援教室など子どもの居場所を運営している方向けの研修も行い、地域においてもヤングケアラーの早期発見・把握につながる体制を目指して研修を進めている。</li></ul></li> <li>○<u>各学校へ出前授業を行う「ヤングケアラーサポートクラス」※教育局人権教育課の実施事業</u><ul style="list-style-type: none"><li>→有識者や元ヤングケアラーの方が学校に伺い、生徒向けや学校教諭向けにヤングケアラーに関する講演を行うといった内容。</li></ul></li></ul>

# 取組①「ヤングケアラーオンラインサロン」について

<b>基本情報等</b>	<p><b>【活動内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・オンラインにて募集。</li><li>・話の内容は、直接自身のケアの内容を話すというより、ケアに関係のない話を中心。</li><li>・昨年度は一般社団法人ケアラーアクションネットワークに委託をし、実施。</li></ul> <p><b>【昨年度の実績】</b></p> <p>延べ参加人数：高校生12名、大学生16名 計28名（10月から3月で計6回実施）</p> <p><b>【周知方法】</b></p> <p>県内の学校にチラシや名刺サイズのカードを配布。</p>
<b>工夫点・留意点</b>	<p><b>【設置の目的】</b></p> <p><u>当事者同士の悩みなどを共有することによって心理的負担の軽減をはかること。</u></p> <p>→受託者と協議の上、いきなり自らケアの経験を話し出すことは難しいため、無理に話を聞きだそうとはせずに、まずはケアに関係のない話題から始めることとした。</p> <p>このような取り組みは継続的に開催することが必要だと考えている。</p>
<b>課題と今後の展望について</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>行政がメニューを用意して周知を行っても、なかなか直接的な参加に結びつかない。</u></li></ul> <p>→周りの大人がヤングケアラーについて理解を示し、ヤングケアラー自身も自身がヤングケアラーであるということを認識し、相談してもいいんだという気持ちになってもらうことが重要だと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>当事者からのアプローチが少ない。</u></li></ul> <p>→行政の支援にアプローチすることは子どもたちにとって、とてもハードルが高い。周りの大人が子どもたちを後押しできるかが重要。そのため、学校の先生や地域の方々など、様々な場面で子どもたちに関わる方にヤングケアラーについて理解してもらい、子どもたちにとって、信頼のできる相談のできる大人になってもらうことが必要。そういった大人を一人でも多く増やしていきたいと考えている。</p>

## 取組②「地域でまるごとヤングケアラー支援体制整備事業」について

事業内容	<p><b>①ヤングケアラー支援推進協議会開催・運営</b> 協議会の運営については、県の社会福祉協議会に委託。協議会に加えて、全体会も開催予定。多様な主体で地域におけるヤングケアラー支援体制の構築の検討、課題や支援策について議論を行っている。 今年度の成果物として市町村が支援体制の構築にあたっての参考となるような手引きの作成を目指しており、現在議論を進めている。</p> <p><b>②ヤングケアラーコーディネーターの設置</b> 県の社会福祉協議会に委託をして実施（随意契約）。県社協の社会福祉士の資格取得者かつ経験も豊富な方にコーディネーターに就任いただいている。</p> <p><b>③LINE相談窓口の設置</b> 9月20日より「埼玉県ヤングケアラーチャンネル」という名称で開始。委託事業。 特徴は、話を聞く相談員が全員元ヤングケアラーとのこと。</p> <p><b>④主任児童委員、民生委員、子どもの居場所を運営している事業者向けの研修の実施</b> 8月31日から9月上旬までで全4回、県内4か所で実施。ケアに直接関わる人だけでなく地域で活動している方で早期発見できる体制づくりの研修となっている。学識者の講義の後に元ヤングケアラーの方に経験談をお話いただいて、理解・認識してもらえるような内容となっている。</p>
LINE相談とオンラインサロンとの連携	いきなりオンラインサロンに参加することがハードルが高かったのか、昨年度実施したオンラインサロンは集客が芳しくなかった。今年度については、LINE省談の友だち登録をしてくれた人に対し、オンラインサロンへ誘客してくような仕組みを検討中。

## 取組③広報啓発等の取組について

各種広報啓発等の工夫・留意点

### 【工夫点】

受手に何が響くのか手探りであるが、漫画や元ヤングケアラーの方の動画の作成など様々な取り組みを行っている。

### 【留意点】

#### ・ヤングケアラーと一言で言っても多様な形があること

→ケアの対象者も父母や、祖父母、きょうだいなど様々。また、同じ内容のケアを担っていてもその子の能力や置かれている環境によって、お手伝い程度で済んでしまう子もいれば、非常に重い負担に感じ、バランスを崩してしまう子もいる。定義づけをして、一律に同じ支援をすることは違うのではと考えている。

また、ケアに対する想いも様々で、望んで大切な家族のためにケアを行っている子もいる。子どもたちのそれぞれの状況や想いをしっかり汲み取ることが大事だと考えている。

→最近、ケアラーやヤングケアラーがTV等の特集を組まれて周知されるようになったが、重篤なケースばかりが紹介されており、当事者の相談するハードルが上がってしまうのではないかと感じている。ヤングケアラーといっても多様であることを周知していかなければいけないと考えている。

「ヤングケアラーハンドブック」について

【主担当】地域包括ケア課（予算も同課で確保）。配布の際には、県教育局の協力の上行っている。

【配布先対象】小学校4年生から高校3年生までの全学校全員。

【使用方法】学校に任せている。学校によっては、時間を確保して児童生徒へ話をしているとのこと。

【反響】「ハンドブックがあっただけよかった」という声があったとのこと。学校向けに配布しているが、ホームページにも載せて周知されているからか様々な団体から「ハンドブックが欲しい」といった声があった。

【今後の方針】内容の更新については、当然考えていく必要があると考えている。

# ヤングケアラー支援全般について

支援の中心的役割を担う部署	<b>福祉部地域包括ケア課</b> →支援体制及びケアラーに特化した取組は、地域包括ケア課が中心となってケアラー支援計画の策定及び有識者会議や庁内会議の運営を行っている。
相談支援の進捗管理	<b>県が配置している支援コーディネーターは、直接ヤングケアラー本人やその家族から相談を受けるものではなく、あくまでも支援体制を構築にあたって市町村から相談を受ける立場である。</b> →直接的に公的サービスを提供している市町村において、当事者やその家族からの相談をうけるべきだと考えているので、県が直接相談を受けることは想定していない。
他機関との連携	<ul style="list-style-type: none"><li>・多くの子どもが日中学校で過ごすことが多いと思うので、教育局の中でも人権教育課や生徒指導課（SSW所管）との連携を意識している。</li><li>・県では、教育局人権教育課と「<b>教育福祉合同研修</b>」という市町村向けのヤングケアラー研修実施。 →この研修は、市町村の教育委員会、学校教諭や市町村の福祉担当者、場合によっては社会福祉協議会の方が参加。 内容は、「ヤングケアラーとはどのような人なのか」という講義とグループワーク。グループワークは極力同じ市町村で行う。 【反響】市町村からは、教育委員会と連携して事業を行うことにハードルを感じており、県が仲介するような形でグループワークの機会を設けていただくのはすごくありがたいという話をいただいたとのこと。</li><li>・市町村において支援のハブとなってくる重要なところは、市町村の社会福祉協議会と考えている。社協と行政がどのように連携を取っていくかが大切になってくると思う。 →ヤングケアラーの支援は「ヤングケアラーがいる家族の全体の支援」だと捉えている。そのため、様々な角度からの支援が必要であり、多機関連携が不可欠。また、支援にあたっては、介護保険などの公的支援だけに限らず、ボランティアなどのインフォーマルな支援なども活用し、支えていくことが必要だと考えている。そのため、福祉行政と深い関わりを持ち、ボランティア団体のとりまとめや育成なども行っている社会福祉協議会の存在が重要だと考えている。</li></ul>
他機関と連携する上での課題・展望	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>個人情報の取り扱い</b> →要保護児童対策地域協議会にあげるような虐待とまで言えないケースも多く、そういったケースの情報共有について、協議会においても議論となっている。</li><li>・ <b>重層的支援体制整備事業の重要性と有効性</b> →社会福祉法に基づく支援会議は、要対協よりも広い分野で情報共有できる場になっており、重要であると考えている。 ヤングケアラー支援のためにということではないが、県でも市町村が行う重層的支援体制整備事業を支援していく方向で今動いているところである。</li></ul>



# ヤングケアラー支援全般について(続き)

県と市町村との関係や役割分担の考え方

## **【県の役割】** 広報と人材育成、市町村と関係機関等の支援。

条例に基づいて作成した計画に5つの目標を定めている。

※埼玉県は全国に先駆けてケアラー支援条例を制定

### ①ケアラーを支えるための広報啓発の推進

### ②行政におけるケアラー支援体制の構築

市町村で総合相談窓口を全市町村で設置できるよう支援

### ③地域におけるケアラー支援体制の構築

ケアラーの心理的な負担の軽減を図っていくため、介護者サロンの普及を県では進めており、その一環として立ち上げ運営マニュアルを作成している。

### ④ケアラーを支える人材育成

様々な研修を行い、人材育成を図っている。

### ⑤ヤングケアラー支援の構築

教福合同研修、ヤングケアラー支援推進協議会、ヤングケアラー支援コーディネーター、LINE相談。

## **【市町村の役割】** 直接的なケアラー支援

### 3-3 京都府へのヒアリング調査結果

お伺いした内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取組「京都府ヤングケアラー総合支援センター」について</li> <li>・ 支援全般について</li> </ul>
ヒアリング先	京都府 健康福祉部 家庭支援課 2名（センター長を含む）

#### 《人口及び予算について》

学校・児童生徒数	<p>（令和4年度学校基本調査の速報値による）</p> <p>小学校 365校 中学校 189校 高校 108校</p> <p>小学生 118,394人 中学生 64,365人 高校生 66,038人</p> <p>※高等学校通信制や特別支援学校、義務教育学校は含まれていない。</p>
予算について	<p>&lt;令和4年度予算&gt; 27,000千円</p> <p>【内訳】</p> <p>認知度向上のためのSNSやチラシ等による広報啓発を実施するための予算 5,000千円</p> <p>ヤングケアラー総合支援センターの体制整備 22,000千円</p> <p>※ヤングケアラーコーディネーター等の設置：14,638千円</p> <p>※ヤングケアラーネットワーク支援組織の配置：1,000千円</p> <p>※介護、福祉、教育等の関係機関職員の研修：3,068千円</p> <p>※オンラインコミュニティの開設・運営：3,294千円</p> <p>※は、22,000千円の内訳</p>

# 「ヤングケアラー総合支援センター」について

基本情報	<p>【設置日】令和4年4月28日 【場所】京都テルサ内 東館2階 【相談受付】月曜日から土曜日 午前10時から午後6時まで（日曜日、祝日及び年末年始を除く）</p>
組織体制	<p><b>※京都府母子寡婦福祉連合会へ委託※</b></p> <p>職員体制：総合支援センター長、コーディネーター2名、相談員2名</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・センター長以外は（福）母子寡婦福祉連合会の臨時職員</li><li>・コーディネーターは社会福祉士の資格取得者、相談員は心理士の資格取得者</li></ul> <p><b>京都府母子寡婦福祉連合会の法人概要</b></p> <p>母子家庭・寡婦及び父子家庭に対する在宅福祉サービスを推進し、母子家庭等の日常生活の安定と児童を心身ともに健やかに育成することを目的に設置された社会福祉法人。現在、京都府内18支会ある。</p> <p><b>当該団体へ委託することによるメリット</b></p> <p>国の調査で、ひとり親家庭がそのほかの世帯よりもヤングケアラーになりやすい傾向が示されていた。その中で母子寡婦福祉連合会がひとり親家庭自立支援センターの運営をしており、ひとり親家庭の支援のノウハウを持っていること、府内全市町村に支会の組織をもっており、身近な地域で本人や家族へ寄り添った支援ができる団体というところで委託をお願いしている。なお当該団体以外にも複数の事業者から支援の申出があった。</p>
相談方法	電話、メール、来所
相談実績 (8月31日時点)	<p>相談受付件数：124件 (本人やご家族からの連絡だけでなく周りの支援者の方、関係機関を含む)</p> <p><b>【補足】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・支援につないだ件数は、何らかの支援・施策につないでいけるよう進行中となっているため、未集計。</li><li>・週1回ケース会議を実施。</li><li>・電話1本で支援団体へつなぐケースや、直接当事者へ会いに行き話を聞き、困っていることを整理した上で役所まで同行し、学習支援や子ども食堂、ピアサポート等へつなぐ等を行っている。</li></ul>

## 「ヤングケアラー総合支援センター」について(続き)

<p>相談受付から支援開始まで</p>	<p><b>【フロー・対応マニュアル等の策定について】</b> 現段階では国の支援マニュアルを中心に対応。今後京都府独自の支援マニュアルを関係支援者向けに作成予定。完成次第、そちらを活用。</p> <p><b>【モニタリングについて】</b> センターの開設から間もない状況かつ、具体的な支援に向けて対応中であり、支援終了まで至っている案件がないことから、現在モニタリングを行っているものはない。 ただ、案件によるが、関係機関につないで一定期間（1ヶ月、半年等）経過後、本人へ状況確認を行い、その段階で状況が変わっていれば新しい支援を入れていく必要があると考えており、待ちの姿勢ではなく、こちらから声掛けをしていきたい。</p>
<p>オンラインコミュニティについて</p>	<p>予算上は計上しているが、現在開設までは至っていない。 当事者同士で集まることができるような場は重要であると考えているので、他県を参考にしながら、オンラインで定期的に集まることができるような場を今年度設置しようとしている。</p>
<p>ネットワーク会議について</p>	<p>市町村ごとに関係機関に集まっただき、支援者同士が顔の見える関係づくりを構築する場とする予定。 現在、市町村との調整中。まずは、ヤングケアラー支援にかかる関係機関同士が顔の見える関係を構築していただき、ひいては個別のヤングケアラーの支援について話し合える場にしていきたいと考えている。</p>
<p>研修の取組</p>	<p>各関係団体から講師派遣の依頼があれば、都度対応している状況。内容については、依頼団体によって柔軟に対応している。 講師は、支援センターの職員のほか内容によって外部の講師を紹介。 研修の実績は、依頼件数ベースで26件（8月末時点）</p>

# ヤングケアラー支援全般について

支援の中心的役割を担う部署	<b>京都府健康福祉部家庭支援課が所管</b> →教育委員会との連携を図りながら進めている。
他機関との連携	<b>今年度の連携して行った取組</b> 府内の小中高生向けにチラシを配布するにあたり教育委員会と調整を行い、学校を通じて生徒へ配布した。 (配布対象については、小学生は高学年、中・高は全学年) 今後教員向けの支援マニュアルを作成して周知する予定。引き続き教育委員会と連携を取りながら進めていく。 <b>連携にあたっての課題</b> ヤングケアラーの問題自体が、福祉・教育だけでなく様々な機関にまたがる性質を持っている。 しかしながら、福祉と教育の横断的な機能をもつ組織がないため、意思決定や調整に時間を要する。
教職員がヤングケアラーを発見するための手立て及び把握したときの対応指針	今後、国のマニュアルを参考に、京都府版の支援者向けマニュアルを作成し、その中で発見から支援までのフローやアセスメントシートを示す予定。
認知度向上のための取組	児童・生徒向けのチラシや施設等に配架するカード、その他にもラジオやテレビでの放送や、府民向けの広報誌でも特集を組んで発信を行った。また、10月2日に府民向けのセミナーを開催。こういった機会を通して広報啓発や認知度の向上を考えている。
府と市町村との関係や役割分担の考え方	現在ヤングケアラーに特化した支援策がないので、支援の出口施策として、現段階では市町村の既存の福祉サービスや各学校での個別相談等の対応が中心になってくるのではないかと考えている。 <b>府の役割</b> ヤングケアラー総合支援センターで相談を受け、しっかりとニーズや状況を聞き取った上で具体的な支援ができる市町村や関係機関、学校へつないでいくことを現状は考えている。 <b>市町村の役割</b> 市町村の福祉サービスや既存事業で対応していただく役割を担っていただけたらと考えている。

## 3-4 栃木県佐野市へのヒアリング調査結果

お伺いした内容	取組「ヤングケアラーコーディネーターの配置」について 支援全体について
ヒアリング先	佐野市 家庭児童相談課 3名（ヤングケアラーコーディネーター含む） →支援の中心的役割を担う部署。

### 《学校・児童生徒数及び予算について》

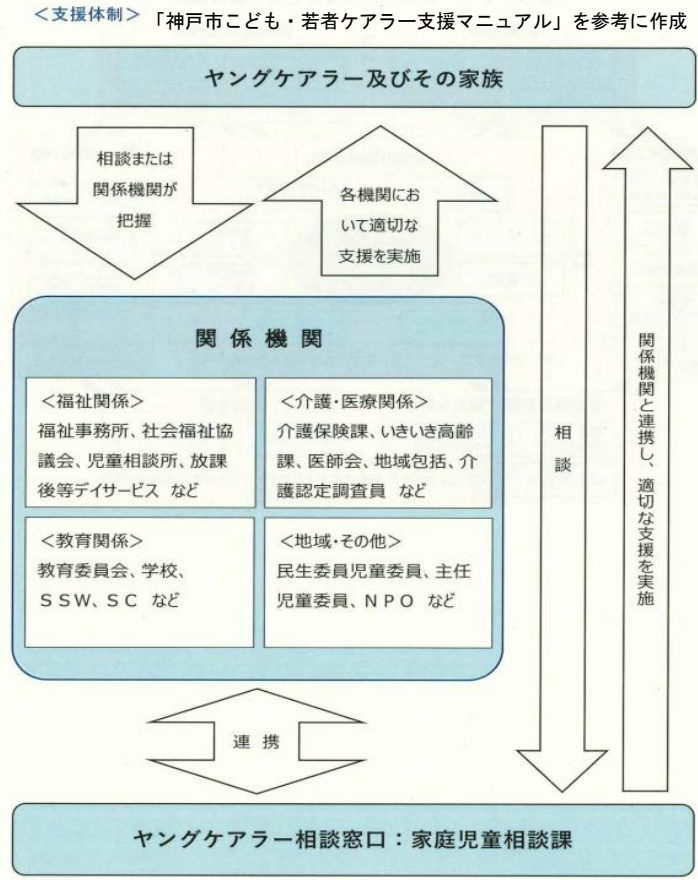
学校・児童生徒数	小学校 21校 中学校 11校 高校 6校 合計 38校 小学生 約5,300人 中学生 約3,400人 高校生 約3,800人 合計 約12,500人
予算について	約300万円 （会計年度任用職員1名分の人件費及び啓発活動のための消耗品費）
取組内容	<p><u>（1）社会的認知度の向上</u> 市民、教職員、児童生徒、保護者、関係機関等への啓発活動</p> <p><u>（2）早期発見・実態把握の場の拡充</u> 実態調査（中学生対象）による生活実態の把握、市民や関係機関等からの相談・情報収集</p> <p><u>（3）支援体制の構築</u> 支援体制及び組織体制については、次ページの図表Ⅱ - ①及び図表Ⅱ - ②を参照。</p>

# 3-4 栃木県佐野市へのヒアリング調査結果

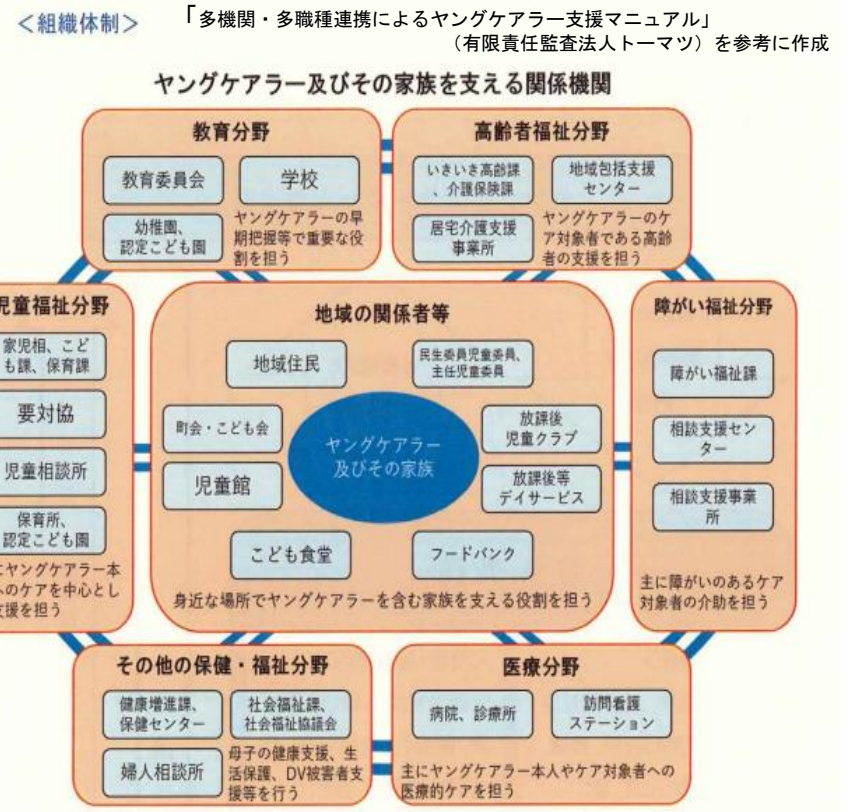
# (参考)支援及び組織体制

出典：佐野市ヒアリング回答

図表Ⅱ - ① 支援体制



図表Ⅱ - ② 組織体制



# 取組「ヤングケアラーコーディネーターの配置」について

基本情報等	<p>【事業開始】今年度より開始</p> <p>【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・啓発活動、実態調査による生活実態の把握、各関係機関から相談・情報収集等の取組によってヤングケアラーと思われる子どもたちの把握に努めている。</li><li>・ヤングケアラーと思われる子どもを発見・把握した場合には、その家庭のニーズを明確化し、適切な支援・サービスにつなげられるように各関係機関への橋渡しを行う。</li><li>・特に学校関係の組織に対して、啓発活動や直接訪問等を行い、支援につなげる体制を整える。子どもたちに対しても、直接家庭児童相談課に相談できることを周知するため、学校を通して啓発活動を行う。</li></ul>
組織関係	<ul style="list-style-type: none"><li>・ヤングケアラーコーディネーターは1名（家庭相談員兼務） →家庭児童相談課配置となった理由は、要対協調整機関であり、学校や児童相談所その他関係機関との連携体制がすでに確立していることからヤングケアラーについても、要対協を活用した支援体制を構築するため。</li></ul>
活動実績	<ul style="list-style-type: none"><li>・相談を受けたり、支援につないだ件数：2件</li><li>・連携した機関、専門職：児童相談所、社会福祉課、障がい福祉課、医療ソーシャルワーカー</li></ul>
課題・工夫していること等	<ul style="list-style-type: none"><li>・現在、子どもから学校で直接相談を受けた事例はない。相談窓口の周知や学校の相談体制の整備に努力しているが、子どもたちにとって自ら話すことは容易ではなく、相談が上がってこない現状にどのように対応していくかが課題となっている。今後、子どもから相談を受けた際には、子どもの気持ちに寄り添うとともにその家庭の想いに配慮しながら、何ができるのかを一緒に考えていけるよう留意したい。</li><li>・他機関との連携については、情報共有することにより既存の支援につなげられるよう、組織横断的な取組の交通整理的な役割を意識している。</li><li>・今後、サービスに空きがない場合や、金銭的な面で利用を諦めるといった場合も想定されることから、事業を円滑に推進していくために、施策の拡大・補充を検討していく。</li></ul>



# ヤングケアラー支援全般について

<b>他機関との連携</b>	<p><b>教育委員会</b> 校長会、教頭会、児童指導主任・生徒指導主事連絡協議会、養護部会の各研修会場にて事業説明。 教育センターのスクールソーシャルワーカーとの情報共有会議を2カ月に1回開催。</p> <p><b>その他機関との連携</b> 要対協代表者会議及び実務者会議において、要対協構成機関に加え、介護・医療関係機関等（介護保険課、いきいき高齢化、社会福祉協議会、市内子ども食堂を運営するNPO法人、市内5か所の地域包括支援センター）を参集し、事業説明を行った。</p>
教職員がヤングケアラーを発見するための手立て及び把握したときの対応指針	<ul style="list-style-type: none"><li>・各学校で実施している生活に関するアンケート</li><li>・「ヤングケアラー」早期発見のためのアセスメントシート（厚労省提示のアセスメントシートを参考に作成）</li></ul>
認知度向上のための取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・広報、チラシ、ホームページ等による市民への啓発活動</li><li>・校長会、教頭会、児童指導主任・生徒指導主事連絡協議会、養護部会の各研修会場にて事業説明</li><li>・市内の幼保小中高校にヤングケアラー啓発チラシ配布</li></ul>

## 3-5 群馬県高崎市への書面調査及び机上調査結果

お問い合わせ内容	支援全体について ヤングケアラーSOS（サポーター派遣）の取組について
回答者	高崎市教育委員会 学校教育課 ヤングケアラー支援ご担当様
学校数	小学校 58校 中学校 25校 高校 13校

### 《ヤングケアラーSOSの取組について》

支援・組織体制 取組内容等	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和4年4月より、高崎市教育委員会学校教育課にヤングケアラー支援担当を新設 →相談の窓口かつ支援の中心的役割を担う部署 →各学校とは、ヤングケアラーの発見や調査、児童・生徒や保護者への説明等で連携。また要保護児童対策地域協議会とは実務者会議に担当者が参加して共有。</li><li>・ヤングケアラーSOSは、該当する家庭にサポーターを無料で派遣し生活における負担軽減を図ることが目的。サポーターの派遣は、令和4年9月より開始。 <b>対象</b>：市内在住の中学生及び高校生（要望があれば小学生も対象） <b>利用時間</b>：1日2時間、週2日（上限）。 <b>支援内容</b>：掃除・洗濯・調理などの生活の支援、きょうだいの世話、家族の介護等 サポーターを原則2人体制で派遣 <b>費用</b>：無料</li></ul>
予算について	市立中学校（25校）、市立高校（1校）の校長に聞き取り調査し、市内におけるヤングケアラーのおおよその人数を把握した上で、その人数から予算を計上。

## 3-5 群馬県高崎市への書面調査及び机上調査結果(続き)

支援開始までのプロセス	個別にワーキングチームを立ち上げ、子ども一人一人に見合った支援、アプローチ方法等を検討。ワーキングチームで検討した支援策を、有識者で構成されるヤングケアラー支援推進委員会で審議し、支援内容を決定。アセスメントシート等は検討中。 ※ヤングケアラー支援推進委員会の開催頻度：基本的には月1回。必要に応じて臨時開催する場合有。
派遣するサポーターについて	・派遣するサポーターに対し、児童・生徒や保護者への対応について研修会を実施。
支援担当課と他機関の連携	・ワーキングチームのメンバーとして、参加して連携を図っている。 ・要保護児童対策地域協議会とは、実務者会議に参加し、情報共有を行う。
実績	ヤングケアラーの相談は寄せられており、サポーター派遣は複数件開始している。
「ヤングケアラー」の認知度向上の取組	学校、民生委員等関係機関の会議等に出向いて制度周知、また広報やHP等での周知を行う。

---

## (参考) ヤングケアラーに関する最近の動向

## (参考) ヤングケアラーに関する最近の動向

	国の動き
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」公表 ↳ <b>初の全国規模での実態調査</b> (要対協アンケート、自治体・支援団体、当事者・元当事者等ヒアリング等)</li> </ul>
令和元年度 ～2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究」公表 ⇒ 早期発見・支援のためのアセスメントシート・ガイドラインの作成</li> </ul>
令和3年 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「<b>ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム</b>」立ち上げ             <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>3月17日-第1回 : ヤングケアラー支援に係る取組について、有識者ヒアリング等</p> <p>4月12日-第2回 : <b>中学2年生・高校2年生に対する実態調査等の結果公表</b>、論点整理、有識者ヒアリング等</p> <p>4月26日-第3回 : 当事者・支援者ヒアリング ↳ <b>初の全国規模での児童生徒を対象とした実態調査</b></p> <p>5月17日-第4回 : とりまとめ報告</p> <p>9月14日-第5回 : ヤングケアラー支援に関する令和4年度概算要求等について等</p> </div> </li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「<b>経済財政運営と改革の基本方針2021</b>」(<b>骨太方針2021</b>)にヤングケアラー支援が初めて明記</li> </ul>
令和4年 1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ヤングケアラーについて理解を深めるシンポジウム」開催 (主催: 厚生労働省)</li> </ul>
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>ヤングケアラー認知度向上の集中取組期間がスタート (令和6年度までの3年間)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>広報媒体の作成、全国フォーラム等の広報啓発イベントの開催等を通じて、社会全体の認知度を向上</li> <li>当面は<b>中高生の認知度5割</b>を目指す</li> </ul> </li> <li>小学6年生・大学3年生に対する実態調査等の結果公表</li> <li>多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアルを公表</li> </ul>

## (参考) ヤングケアラーに関する最近の動向

	国の動き
令和4年 5月	<ul style="list-style-type: none"><li>岸田首相が衆院予算委員会にて「必要な支援を当事者(ヤングケアラー)にしっかり届ける」ことを表明</li><li>厚生労働省がヤングケアラーの就職活動に関する事務連絡を通知</li></ul> <p>5月25日ー厚生労働省が、ヤングケアラーの就職活動に関し、ケアとの両立等で不利にならないよう、個々の状況に応じた適切な支援を求める事務連絡を、各都道府県労働局に通知</p>
9月	<ul style="list-style-type: none"><li>厚生労働省がヤングケアラー支援への協力依頼に関する事務連絡を通知</li></ul> <p>9月20日ー厚生労働省が、「訪問介護サービス等の生活援助の取扱い」、「多機関・多職種連携による支援マニュアルの有効活用」、「ヤングケアラーに関する研修カリキュラムの作成」等を、各自治体担当課等に通知</p>

### 【地方公共団体での動き】

- 令和2年に埼玉県が全国で初めて「ケアラー支援条例」を制定して以降、いくつかの自治体でケアラー支援条例を制定している。うち埼玉県入間市ではヤングケアラーに特化した支援を制定。
- 国によるヤングケアラー支援に関する支援事業の創設（P.78~79参照）等によって、都道府県や市町村単位での実態調査の実施、専門窓口の開設、コーディネーターの配置等の取組を行っている自治体がある。

# (参考) ヤングケアラーに関する最近の動向

令和4年度「ヤングケアラー支援体制強化事業」について

令和4年度予算：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## 1. 事業内容

ヤングケアラー<sup>(注)</sup>の支援体制を強化するため、実態調査又は福祉・介護・医療・教育等の関係機関（要対協構成機関も含む）職員がヤングケアラーについて学ぶための研修等を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(注)：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども

## 2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託も可。

### (1) 実態調査・把握

- ①実施主体 都道府県、市区町村
- ②補助基準額 1 都道府県、指定都市あたり 7,491千円  
1 中核市・特別区あたり 4,038千円  
1 市町村あたり 2,250千円
- ③負担割合 国：1/2、実施主体（自治体）：1/2

### (2) 関係機関職員研修

- ①実施主体 都道府県、市区町村
- ②補助基準額 1 都道府県、指定都市あたり 4,025千円  
1 中核市・特別区あたり 2,356千円  
1 市町村あたり 1,695千円
- ③負担割合 国：1/2、実施主体（自治体）：1/2

## 3. 事業イメージ

都道府県  
市区町村

(2) 関係機関職員研修

関係機関（福祉・介護・医療・教育等）



ヤングケアラー



ヤングケアラーは、支援が必要であっても表面化しにくい構造。支援策を検討するため、まずは都道府県・市区町村単位での実態調査を実施。

(1) 実態調査・把握

ヤングケアラーの支援にあたっては、福祉・介護・医療・教育等関係機関職員によるアウトリーチが重要。ヤングケアラーに気付く体制を構築するため、以下に類する機関の職員に対して、ヤングケアラーの発見や支援策に係る研修等を実施。

- 福祉事務所
- 地域包括ケアセンター
- 市町村保健センター
- 児童相談所
- 児童福祉施設
- 社会福祉協議会
- 民生・児童委員
- 保健所
- 司法関係機関 等
- 学校
- 教育委員会
- スクールソーシャルワーカー
- スクールカウンセラー
- 病院
- 医療ソーシャルワーカー
- 訪問介護員
- その他関係機関
- 民間団体 等

# (参考) ヤングケアラーに関する最近の動向

令和4年度予算：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## 1. 事業内容

地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、

- ・ 地方自治体に関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置し、ヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなぐ機能の強化（当該コーディネーターへの研修もセット）
- ・ ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援
- ・ ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援 等に財政支援を行う。

## 2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助

### (1) ヤングケアラー・コーディネーターの配置

- |        |                                                                      |
|--------|----------------------------------------------------------------------|
| ①実施主体  | 都道府県、市区町村                                                            |
| ②補助基準額 | 1 都道府県、指定都市あたり 17,637千円<br>1 中核市・特別区あたり 11,291千円<br>1 市町村あたり 6,312千円 |
| ③負担割合  | 国：2/3、実施主体（自治体）：1/3                                                  |

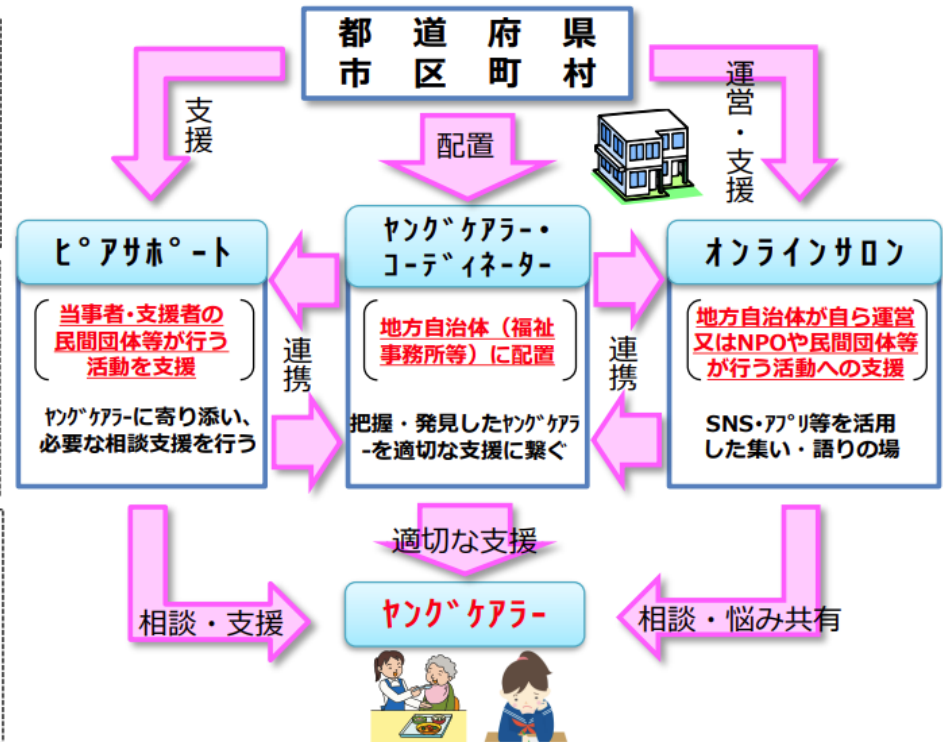
### (2) ピアサポート等相談支援体制の推進

- |        |                                                                    |
|--------|--------------------------------------------------------------------|
| ①実施主体  | 都道府県、市区町村                                                          |
| ②補助基準額 | 1 都道府県、指定都市あたり 7,261千円<br>1 中核市・特別区あたり 4,923千円<br>1 市町村あたり 2,539千円 |
| ③負担割合  | 国：2/3、実施主体（自治体）：1/3                                                |

### (3) オンラインサロンの運営・支援

- |        |                                                                    |
|--------|--------------------------------------------------------------------|
| ①実施主体  | 都道府県、市区町村                                                          |
| ②補助基準額 | 1 都道府県、指定都市あたり 3,794千円<br>1 中核市・特別区あたり 2,582千円<br>1 市町村あたり 1,710千円 |
| ③負担割合  | 国：2/3、実施主体（自治体）：1/3                                                |

## 3. 事業イメージ



出所：厚生労働省資料



---

**RILG** 一般財団法人  
地方自治研究機構  
Research Institute for Local Government